No.9071

監獄協會雜誌

第參拾壹卷
第壹號

明治二十一年二月創刊毎月一回二十四日發行 (一月二十四日發行)



目次

論說
迎歲之辭……（一）
行刑に關する所感……典獄 上田定次郎……（三）

講演〈居室に就て……帝國大學醫科大學教授醫學博士 横手千代之助……（七）

資料〈階級處遇規程實施前後の狀況……廣島監獄報告……（二）

統計〈大正六年十一月中入監竝月末在監人員表外三表……（二七）

寄書
再び在監人費と囚徒工錢製作收入とに就て……監獄局 島田榮造……（三五）
畠山氏の女教誨師論に就て……富井隆信……（四三）

雜纂
時事だより……S A生……（四六）
新春雜話……霜輸……（五二）
犯罪の原因及豫防……現代を誘惑する成金思想……（五四）

彙報〈名刺交換會其他……敍任……會報……公文……（六二）

監獄協會雜誌第參拾壹卷第壹號

論說

迎歲之辭

翠松綠竹瑞靄濃かに千門萬戸炊煙新たなり、吾人は此改曆の劈頭に於て先つ謹んて吾　皇室の無疆と帝國の隆運とを賀し併せて本會々員諸氏の淸康を祝福せんと欲す、

囘顧すれは我邦曠古未曾有の大戰に參してより既に第四の新春を迎へ幸にして長く硝煙彈雨の慘禍を被らす、百般の經營悉く順調に在りと雖、深く戰後の社會狀態を思ひ、具さに內外事業の趨向を察するに於ては、均しく交戰國民として戒愼警勵を要

すること多かるべく、即ち一盞の椒酒尚ほ國策の重きを酌み、片言の壽詞高く稜威の宣揚を唱へ、徐ろに國運の前途に對し遠謀熟慮以て各其分に應し最善を竭すの自覺なかるべからず、然り而して我國行刑事務の狀態は、其形式に於て平靜なると共に、內容又極めて整備せるは是れ當局の措置宜しきを得たるの結果に外ならずと雖も、抑亦獄政有終の美を濟さんと欲するや更に斯道百般の事業に付き參畫施設を要すへきものあるは、智者を待て後知るに非さるなり、況んや今時の大亂は社會各般の基礎に一大變革を來し、物價の奔騰、貧富の懸隔、射倖心の橫溢等深く民心を荼毒し秩序を壞敗し一として犯罪誘發の因子たらさるなきをや、蓋監獄事務の益〻複叢を速くは毫も疑を容れさる處なり、於此乎吾人は會員諸氏と共に邁往挺進して此難境に處

する臨機の施措を懈らさるへく、諸氏亦其祕蘊を傾倒して庶幾くは萬全を策せられんことを、以て改年の辭と爲す焉、

行刑に關する所感

典獄上田定次郎

輓近監獄行政の著しく進步發達せることは何人も容認せる事實にして之れが爲めに罪因の改善せらるるもの亦蓋し尠からざるべし、加ふるに曩年偶々恩赦令の煥發せらるるや、在監者の大部は此鴻大無窮の恩惠に浴して漸次出獄するもの多きを加へ兩者相俟つて遂に在監者の減少を見るに至りしは寔に國家の爲め慶賀すべき現象たりしなり。然るに時世の大勢は久しく此好現象を持　する能はずして、今や在監者の減少の事實は既に過去に屬し、更に却つて日月の推移と共に犯罪增加の傾向を示すに至りたるは實に恐懼の至りにして吾人の寒心に堪へざる處なり。

今試みに現代に於ける犯罪增加の原因を探究し聊か卑見を述べて識者の教を乞はんと欲す、近時犯罪增加の原因に就ては種々の理由ありと雖も要するに社會的殊に歐洲戰亂に基因すること多大にして

經濟狀態の變動著しき結果各種の罪惡を誘發し上下を擧げて滔々惡風に染致するあるは極めて憂ふべき事實にして苟も風敎に心あるものをして顰蹙に禁へざらしむ、今其の原因と認むべき事例を列叙せば左の如し。

一、歐洲大戰亂の戰局進歩に伴ひ我邦經濟界に非常の好況を招致し爲めに特種の實業家は前代未聞の巨利を博するに至りたる半面には驕者の惡風を釀成せること。

二、前項經濟狀態の好況は忽ち物價の暴騰を招き或る階級、部分に對しては著しく生活難を來せること。

三、上下擧げて奢侈の弊風漸く俗を爲し勤儉力行の良風を阻害せること。

四、悖德射利を唯一の目的として人心漸く荒怠に趨きつゝあること。

五、第一に擧げたる富豪成金者が所有する惡風を社會に流布すること。

六、人心漸く澆季にして道義的觀念の拂底せること。

七、淫靡なる惡風益々增嵩し良風美俗漸く地を拂ふに至れること。

八、忠君愛國の大義を忘却し武士道的精神を沮喪せること。

九、出獄者が猶罪惡の自覺なく亦何等の確信なく捕風的成功を僥倖せんとすること。

一〇、社會が出獄者を視ること蛇蝎の如き弊風今尙存し結局再犯を誘致するに至ること。

以上は近時犯罪增加の一原因と認むべき事實を概擧したるに過ぎずして仔細に之れを研究せば尙社會的缺陷と認むべきもの枚擧に遑あらざるなり、想彼思之現在の社會は實に其溷濁の甚しきものにして時代思潮に於ても亦甚だ憂ふべきものあるを慨嘆せずんばあらざるなり。

叙上の如く社會の潮流は滔々として濁流の恰も黃河を決するが如し、此間に處して毅然として挺身以て犧牲を拂ひ此頽瀾を既倒に挽回するもの果して幾人かある、想ふて茲に到れば實に慄然として夏尙ほ肌に粟を生す、宜なる哉、世の學者、宗敎家、敎育家、又は其局に該る爲政家は各其部面に於て之れが矯正救濟の策を講ずるありと雖も恰も大海の一粟未だ以て奏功の著しきものを見ざるは極めて遺憾とする處なり、然るに予輩も亦其の職掌として犯罪敎治の任に該り犯罪增加の現況を看て心中大に慚傀に堪へざるものあり、而して一面監獄官吏は常に口を開けば在監者の改善を唱道す、罪囚の改善素より監獄官吏の理想に相違なしと雖も果して其事實に於て罪囚改善の最善を盡しつゝあるや否や、予輩は悉く之れを肯定する能はざるを遺憾とす、即ち予輩が斯の職責を完ふする上に於て尙より以上の努力の伴はざるべからざる事を反省自覺せざるべからず、尙之れを極言せば即ち行刑に關する形式外形に於ては如何に精巧を云々するありと雖も其內容精神に於て所謂至誠の到らざるなきにあら

ざるなき歟、予輩が常に自ら警戒反省する所實に茲に在り、形體の美は容易に之れを倣ふと雖も心性の善良美風は一朝一夕の能くする處にあらざるは何人も首肯する處なるべし。

即ち罪囚一人の改善感化決して容易の業にあらず、殊に況んや生來惡習に染み習慣が第二の性となれるもの及び社會的四圍の境遇に於て惡方面に墮落せる者を救治せんこと容易に人力の能くする處にあらざるを如何せん、殊に況んや千百の罪囚を既定の刑期限内に於て善導感化せんことは予輩同人諸彦の苦衷に滿腔の同情を注ぐものなり、然れども茲に一語苦言を呈せんとするは唯々監獄官吏の未だ至誠の足らざるを憂ふるといふこと是れなり、乃ち予輩が職務上の熱誠未だ彼等罪囚に徹底せざるに職由せずんばあらざるなり、同人諸彦幸に自重自愛せられんことを敢て妄言多謝す。

附言　予輩の觀察に依れば監獄官吏たるものは總て其内心に於て尠くとも何等かの確固たる信念の涵養あらんことを要す換言すれば即ち宗教心の旺盛ならんことを望むこと是なり、宗教は決して一宗一派を選ばざるは素より要は唯自ら宗教信仰の上に立て大勇猛心を發揮し所謂自信教人信の基礎の上に立脚して幾多可憐なる罪囚を誘導感化するを得ば其奏功の昔日に倍蓰するものあらん歟、敢て自ら希求するものなり。(終)

講演

居室に就て

帝國大學醫科大學教授
醫學博士　横手千代之助君

唯今局長から御紹介になりました横手でございます、本日此席に罷り出まして皆樣の前で御話することは、私の非常に光榮とするところでありますが、近來少し忙しいので調べる暇もないと云ふ譯で、良い問題を選んでお話することは出來ませぬので、有合はせのものをば持ちまして茲に申上げて聊か御靜聽を煩はしたいと存ずる次第でございます。

私の御話しやうと思ふのは「居室に就て」といふことでありますが、是は一般居室のことを御話致しましたならば、皆さんが監獄の監房であるとか或は階上であるとかいふ所を御比較下されば、多少の御參考にならうかといふやうな考から、斯やうな題を選びまして御話することに致しました。

居室に就てといふことになりますると非常に廣うございますが、私が今日主に御話したいと思ひますのは採光溫室並換氣、此三つのことをば簡單に御話しやうといふ積りである、此三つが家屋衛生に就きましては殊に必要であるといふことから、斯やうなことを主に御話することに致したのでありま

す、吾々は生活の長い間家の中に居りますので、從つて居室の衛生上の良否は吾々の健康に大關係を以て居ることは明かなことであります、其中に於きましても第一の採光即ち明りでありますが、此明りのある無いといふことは如何なる點に於て吾々に影響を及ぼすかと申しますると、一は精神的に一は身體的に大なる影響のあるのでありまして、精神的と申しまするとどうかといふと、明るいとか或は暗いとかいふことによりまして、其精神が壯快になり又憂鬱になるといふやうな影響があるので監獄などに於きましては、今日はあるかないか知りませぬが、眞つ暗な中に入れて居るといふやうなこともあるやうでありますが、一體暗くなると精神が發揚せず非常に神經質になるものであります、勿論其間には沈靜する時もありませうが、要するに結果としては極く暗い所に長く居りまするといわゆる神經質になることは一般に承認されて居る點でありますし、又身體的にはどうであるかといふと、是は主に目に感ずる働きでありませうが、目を勞する結果或は近眼になるとか或は頭痛を起すとかいふやうなことは、暗い部屋に於て細かい仕事を爲す場合に於て、遂に是に陷るやうな譯になつて居ります、其外に身體の新陳代謝に關係のあることも一般に言はれて居るので、暗い部屋に於きましては新陳代謝が惡るくなる、明るい所に於きましては新陳代謝が良いといふことも、是も知れ亘つたことでありますす、尚ほ其上に衛生上からいひまして必要なことは、此明るい暗いといふことは部屋をば綺麗にする、或は無性にして穢くするといふことに大なる關係がある、吾々が部屋を綺麗にするといふ考への起りますのは、詰り目に穢なく見えて始めてさういふ考へを起す、それがないと詰り穢なくても綺麗だと心得て掃除を怠るやうになるのであります、從つて塵芥が溜る、室内の空氣が薄くなるといふ結果がそれに伴つて來るのである、殊に居室の中でも日光の射入の如何といふことは、尚ほ一層普通の人工的の明るい暗いといふよりも關係のあるものであつて、日光に於ては御承知の通り一つの殺菌力を持つて居る、即ち色々なバクテリヤ或は動物を殺すところの力を持つて居るのであります、それ故に日光が射入するかしないかといふことは、室内が衛生的になるかならぬかといふ點に於て關係を以て來るのでありまして、殊に病者の入つて居るところの部屋に於きましては、其病人が傳染病患者等であつて、何等かの處置によつて他に病毒をば排出するやうな時に於て、其病毒が彼方此方に付いた場合に於て、それが長く其處に生活するかしないかといふことは、日光射入に大關係を持つ、即ち日光は他の消毒藥に於けるが如く、さう強い殺菌力でありませぬけれども、兎に角一定の時間に於ては之を殺しますから、病毒の飛散を防ぐ上に於て即ち傳染することを防ぐ上に於きまして、影響のあるものであります。

それから二の温室、即ち部屋を煖めることでありますが、是は一年の間で或時期に於ては必要缺くべからざるもので、吾々は着物を着て居りますが、裸體の場合に於きましては身體の中で出來るところの熱、並に外へ出さるゝところの熱の平均は攝氏の二十五六度に於て始めて平均を得るのであります、吾々はどうしても一定の體温を保たなければ生活が出來ない、下等の動物になりまするど外の温度に伴れまして、外が寒くなれば自分も寒くする、丁度魚のやうな工合に生活が出來ますが、人

間は他の高等動物も温血動物も同でありますが、不自由なものでありまして、一定の温度を保たなければ生活が出來ない、それより以下の温度になれば詰り死ぬことになります、それ故に吾々は飯を食ふ、中でそれが酸化して薪となつて吾々の身體を温めて呉れますが、其時に出たところの熱と、外に出されるところの熱が平均して三十七度を保つ位の體温を以て居なければ生活することが出來ない、是は前に御話する通り外の温度が二十五六度でありまするとと、吾々は裸體で濟まして居られますけれども、それより以下の温度になると普通の場合に於ても體温を取らるゝ方が多くして、中に出來る方が少ない、從て體温の降下を來すことを免がれない、それ故に吾々は着物を着けてさうしてそれに由て温を保つことをやりますが、此着物の保温の力といふものは際限がある、無暗に保温の強い物を吾々は着る譯に可かぬ、といひますのは詰り動く事が出來なくなつて仕舞ふ譯であります、吾々が普通着て居りまするところの着物は冬の着物でも、體温の裸體で居つて出る場合の分量の四十パーセントをば儉約するに足る、裸體で丁度百ダケ熱が出る、それが着物を着まするとと六十ダケ出る、跡の四十だけ着物の爲めに保温されて外へ出ない斯やうな勘定である、勿論動けない程に着物を着ますれば尚ほ餘計に保つことは出來ませうが生活が出來なくなる譯になる、それで着物を着ましても冬の極く寒い時に於きましては外の空氣中にジツとして居ることは出來ない、吾々は運動して居る時は其着物で居りますけれども、ジツとして居つて體内に於て作るところの温の發生比較的少ない場合に於ては、尚ほ取らるゝところの熱は多いのであります、其處に至つて始めて吾々は家屋を作る、家屋の中を煖めて、特別設備を作つてさうして行ふことになる、若し温度が適當温度より低い場合に於ては絶へず運動して居る、或は餘計に飯を喰つて盛んに身體の中で營養分の酸化をして、詰り薪を入れて燃やしてさうして出るところの熱の補をするやうなことをさせて居るけれども、體温の調節は到底出來ないのであります、吾々は家屋も冬に於きましては外の温度を同じ温度になるに違ひないのであるが、それでは吾々は冬の着物では堪へ得ることが出來ない、其處に至つて已むを得ぬから適當の方法を以て室内をば煖めて體温の調節を計ることになるのであります、是が室内を煖める、即ち温室をやる必要のある原因であります。

第三に必要なものは所謂換氣、即ち空氣の交換でありますが、室内に於きましては人間の多數に居る場合に於ては、室内の空氣をば段々吾々が呼吸しますから、若し空氣が全く替ることがないものと致しますれば、室内の空氣中の酸素は段々なくならねばならぬ、其反對に肺からして出まするところの瓦斯、即ち重に炭酸でありますが、炭酸が殖へて來なければならぬ、吾々が吸へまするところの空氣中の炭酸の分量は僅かに一萬分の三或は四に過ぎないのでありますけれども、吾々の吐き出すところの息の中の炭酸の分量は其百倍を含有して居る、即ち一萬分の四百ですから百分の四位になつて居ります、尚ほ其上に空氣の中に水蒸氣がある。水蒸氣は殆ど常に飽和して居る、さういふやうに多人數居りまするとと熱は高くなる、即ち氣温が高くなつて來る、それで炭酸の恐るべきことは此處でありますが、勿論炭酸は吾々の方から言へまするとと、素人の怖がる程恐ろしいものでありませぬが、兎に

角炭酸は無益なものであります、殊に室内の水蒸氣が若し又温度が高くなるといふことは、體温調節の上に大關係を持つて來るのであります、吾々は前に御話する通り飯を食つて或運動をして身體の中に熱を作りますが、此熱が多くは皮膚から出る、それからもう一つは肺から出る、即ち肺臟に入つて來るところの空氣をば煖めまして、其爲めに身體の中から熱が出る譯でありますし、又肺から水が蒸發する、其爲めに體内の温をば持つて行く、それから吾々の身體から蒸發する、さうして身體を冷す或は冷たい空氣が吾々の身體に入りまして其空氣を煖める爲めに熱が出る、或は冷たい物に會ひまするど熱が放散して出る、其爲めに身體は冷ゆる、斯やうに色々なことで身體を冷して暑い時に於ては生活して居りまするが、部屋の温度が高くなつてさうして同時に空氣中の水蒸氣の殖へた場合に於ては恰も逃げる途がなくなる、水蒸氣の蒸發はやりませぬが又冷たい空氣が身體に透つて熱を低下して行くといふことも少なくなり、又冷たい物が熱を放散して行つて熱の高いといふことも少なくなる、其爲めに一定の温度以上になつて、一定の濕氣以上に濕氣が殖えますると、體温調節は困難になる、即ち温かくなり過ぎて困るといふやうになつて來る、其外室内に塵の立つ仕事をすれば無論塵が殖える、斯ういふやうなことでどうしても室内の空氣といふものは絶えず交換して新らしいところの空氣と、古い空氣が換つて行かなければ健康を害することになるのであります、是が部屋の中の空氣の換氣の必要なる所以であります。

それ故に居室に於きましては此二つに注意をしなければ、其部屋をば健康の部屋として置くことが出來ない譯になります、そこで此三は如何なる工合に注意をしなければならぬか、此注意に就て簡單に御話をしたいと存じます。

第一採光即ち明を採るに就て一般的に注意を要すべきことは、第一は一定の光度があります、明の強さが要るのであります、どの位明くなければならぬかといふと、細かい仕事をするところの下に行きますると少なくとも二十五燭光位の光が入るのであります、明の標準としましては所謂定規の蠟燭といふものを作りまして、其蠟燭の放つところの光を一燭光として其二十五倍の明り、即ち二十五燭光でありますが、是は細かい仕事をするのに必要であります、左程細かい仕事をしないでも宜いといふ所ならば十五六燭光もあれば先づ宜しいのであります、理想としては二十燭光位の明さがなければならぬのであります、それから明は色々色がありますが、色と致しましては無論白色が宜しい、他の色は物を見るのに不自由を感ずる、例へば吾々が昔使つて居つたところの石油ランプでありまするど、黄い色は見えないといふやうな譯であります、それから又赤いのであれば全體が赤く見えますから外の色は見えなくなる、であるから白色が宜い、それから其次に注意すべきことは明りは平等でなければならぬ、明さが明くなつたり或は暗くなるといふやうに何時でも變つて來る、其爲めに吾々の目はそれに向つて調節をしなければならぬから、容易く疲れて仕舞ふ、クタビレタところの結果は或は頭痛を起すとか或は視力に障害を起して來ることになりますから、明りの強さは常に平等でなければならぬ、それから尚ほ一層注意を要すべきことは人工的の明りを作つた場合

に於きましては、其際に色々生産物が出來る、例へば瓦斯を使つて炭酸が出來る、又熱が出來る又は水蒸氣が出來る、其外のものでも普通の石油ランプでありましても、矢張り同樣な譯、蠟燭であつても同樣な譯であります、又物に由つては尙ほ一層有害な物が出來る、或は酸化炭酸が出來る、或は硫酸瓦斯が出來るといふやうな有害な物も出來るのである、成るべく斯ういふものはつけないが宜い、其外危險の伴ふもの、それは火災の憂のあるもの、或は爆發の危險のあるもの、瓦斯の如きは場合に由つては爆發の危險がある、勿論明りをつけつゝある間に爆發するといふやうなことはありますまいが、瓦斯が漏れたといふやうな場合に、空氣が三分の一或は四分の一位に混じたところに明りを持つて行きますると爆發する、斯ういふ危險のない物を欲するのであります、尙ほ明りをつける時に注意すべきことは壁であるとか、天井である、是に由りまして同じ明りをつけましても明さが非常に違ふのであります、詰り反射のないやうな天井及壁をつけますと非常に暗くなる、反射のあるものであると明さが餘程良くなつて來るのであります、それ故に明は經濟上に餘程考へなければならぬものであらうと思はれます、それから明りの種類に二通りありますが、一つは日光一つは人工的の採光法でありますが、日光の利用といふことは書間に於ては諸般に行はれて居りますが、日光を如何にしたならば明く部屋をば保つことが出來やうか、是に向ひましては無論窓を作つて窓から明りを入れることは勿論でありますが、此窓に就ての注意は第一は窓の大さであります、其窓の大さはどの位にしたら宜からうか、吾々衛生學者の方で望んで居るところは、何んにも大した細かい仕事をしない所に於て

は床の大さに對して十二分の一以上なければならぬ、例へば此部屋が（協會の室を指す）五十疊ある、斯う考へまするとと窓の大さは其十二分の一即ち約四疊程の窓が全體でなければならぬ、併し是はまづ〳〵良いといふやうな程度でありまして、隅から隅まで明るくして細かい仕事をするに充分にしやうといふには五分の一を希望して居る、學校などの教室などになりますと、少なくとも五分の一の窓を希望する、又普通の場合に於きましては七分の一乃至八分の一位の大さは必要であることにされて居るのであります、此位の大さがあれば先づ其部屋は明いものであると斯うなつて居ります、併ながら是は窓全體を使ふことが出來る場合でありまして、窓全體を使ふことが出來ぬ場合に於きましては、問題は別になります、それで窓を設けるときに窓掛がないといふやうな所に於きましては、充分に明りを受けることは出來る、併ながら普通の應接間などに於きましては立派な窓掛などを使つて居る、其窓掛は大きい上の方を蔽ふて居る、下の方から光りが入つて居るといふやうなことであると、實際の明りの入つて來るのは大變に小さくなる譯であります、それ故に窓掛の如きものをば作る場合に於ては、大に注意を要せぬければならぬことであらうと思ふ、折角大な窓を作つても窓掛で破壞して仕舞つては何にも役に立たぬ譯であります、それから奥の方に明りの入れやう、兩方に窓のある場合は別でありますが、一方の方から明りを採るやうな場合に於て奥の方まで明るくしやうといふには、窓を成るべく高くするのが必要である、窓が低いのと高いのと同じ大さであつて奥の方には光りが違ふ、窓の方は明りは違ひませぬが、奥の方に行くに從て非常に違ふのであります、高ければ高い程奥の方

が明るくなる、是に就て西洋造の部屋に高く窓を付けることが出來ると、其割合に奥まで明るくなるのであります、日本の家に於きましてはさうは行かない、日本の家は多くは椽側がありまして、椽側に障子が建つて居る、であるから障子が近所にあります時分には、間の間隔がありませぬから明るい、併ながら奥の床の間の方に行くと多くは暗い、是は直接傍から來るところの光りは奥の方に行くに從て減ずる、それだから同じ窓はあつても光線の入るところはありましても非常に違ふのであります、だから日本の家をば明るくしやうとするならば、今までの仕來りの家屋では奥まで明くすることは不可能であります、さういふやうな點に於きましては窓の形が大分關係する、窓の上の方を四角にするのは奥に光を採るに最も宜い、之を丸くしますると折角奥の方に必要なる光線の入るところを半減、若くはそれ程でなくても餘程減らす恐れがある、故に丸くすることは光線を採ることの上に於て甚だ不利益なものである、モウ一つ明りを採るに就て注意すべきことは硝子であります、硝子は殆ど全部光線が入りますけれども、是が汚れて居る場合に於ては餘程入る分量が違ふ、それから磨硝子になつて居りますると五八の一或は四分の一位の光の量が減る、日本の家では障子を用ゐて居りますが、障子紙は又磨硝子よりは一層光が減るのであります、約半分程の光を減す、何もなくても百だけの明りが入つて來るものが、障子紙でありますと五十たけしか明りが入らなくなつて來る、それは而かも新らしい障子紙の話で、一年も經つて其儘になつたりしたものになると、更に少なくなる、約四分の三位は減るであらうと思ひます、だから四分の一しか入らなくなつて來るのであります、それ故に空氣

の変換とかいふやうなことからいふと、障子紙は結構でありませうが部屋を明くする點に於ては遙かに硝子に劣つて居るといはなければなりませぬ、それで今申したのは窓は外に向つて居り、空を窓から眺めることが出來る場合に於ての話でありますが、さういふ場合に於ては窓の大さと高さに由て明るさの見當は付きますが、外に色々な光線を遮る物がある場合には、其部屋を充分明るくすることは出來ない、近所に光線を遮る物があれば光線射入は良くても中を明るくすることは出來ない、そういふ場合には何を標準にするかといふと、室内到る處空が幾らか見えるといふことを標準にしなければならぬ、何處からでも空が幾らか見えるといふやうな部屋であれば、其部屋は明い、何處でも空が見へないといふやうな所に於ては其部屋といふものは明いとはいへないのであります、之を學問上でやかましく言ひますと、吾々は之を開角といつて居る、此開角が何處にでもなければならぬ、といふのは「之」を部屋のある場所とすると、「此處」に何か光線を遮る高い物がある、「此處」に又窓があるとしますれば窓の上緣に光線を遮る一番高い物を結付ける、之を開角といひます、之が何處でもなければならぬ、之をやかましくいへば五度以上の開角がなければならぬと思ひます、幾らでも宜いが何處にでも空が見える所があれば明いが、それが見えないやうな部屋であれば充分に光線が入つて居る部屋といふことは出來ないのであります、モ一度繰返へして申すと部屋は充分明いかどうかといふと、遮る所があれば開角の如何に由て極めることになる、是だけの注意を以て家の採光を致しますれば、其部屋は明いことになります。

それから夜間に於ては或は晝間でも光線の入らぬときに於きましては、人工的に採光裕をやれば宜い、即ち明を付ける、其明りをつけますに吾々はどういふ物を使つて居るかといふと、申すまでもなく極簡單なものは蠟燭である、それから石油ランプ、それから瓦斯並電氣此四通りがまづ數へられて居りますが、併し蠟燭をば平素使つて居る所はない、是は特別の場合、石油ランプと瓦斯と電燈是が普通である、此三つである、此三つの中どれが宜いかといふと、空氣をば穢がすといふ點からいふと、ヽヽヽヽ穢すといふことはどういふことかといふと室内をば暑くさせる、即ち温を餘計に發してそれから炭酸を餘計に出す、又水蒸氣を餘計に出してそうして室内の炭酸を多くする、そうして暑くて温つた空氣にするといふことを本にして論じまするど、此三つの中では瓦斯が一番惡い、勿論瓦斯ランプの中でも色々種類がありまして、今は見ませぬけれども數年前までは狹い口から瓦斯が出て火が魚の尻つ尾見たやうに燃えたランプがありましたが、是が瓦斯ランプの中で一番惡い、生産物が最も多いのであります、幸ひ今は使つて居る者はありませぬ、其外色々種類がありますが、一般に今用ゐて居るのはマントルの付いたアウインの灼熱といひますが、マントルの付いて居るところの瓦斯ランプが上向きと下向きと兩方ある、以前は上を向て居るものが流行りましたが、此頃は下向ランプが流行つて居る、ドチらが宜いかといふと下向の方が宜い、といふのは生産物が少ない、同じ明りを出すに就て比較して見ると炭酸及水蒸氣の發生が少ない、だから下向ランプの方がどうかとすると半分位の瓦斯の分量で濟む、半分或は四分の三で濟む、上向のランプが一だけ瓦斯の分量が入るものを下向

ランプであると二分の一から四分の三位の瓦斯の分量で濟む、從て生産物は矢張り少ない勘定になりますから經濟の上に於ても又衛生上からもマントルを使用するところのランプとしては下を向いて居る方が宜いのであります、それが第二で最も宜いのは申までもなく電燈であります、是は僅かな熱が出るだけで炭酸も出なければ水蒸氣も無論出ないのでありますから、電燈が最も宜いものと看做されて居ります、其次に位して居るのは石油ランプであります、石油ランプは割合に生産物が少ない、併ながら石油ランプに二通りありますが、一つは丸心でありまして一つは平心であります、平心と丸心とは生産物が非常に違ふ、丸心のランプは熱を作り水蒸氣を作り又炭酸を作る分量は少ない、平心の方は遙かに多い、であるから田舍邊りに於て石油ランプを使ふ場合には平心よりは、丸心ランプを使ふ方が宜いのであります、併ながら是等のものは皆特別なる危險を持つて居る、是は此處で御話するまでもない話でありますが、石油ランプの如き物は爆發することヽ火災の恐れのあることは申すまでもないことである、瓦斯ランプに於ては瓦斯漏の場合に於て中毒を起す恐れがある、吾々が使ふ瓦斯の中には酸化炭素が餘計ある、普通十パーセントでありまして、即ち百の中十だけは酸化炭素であります、酸化炭素は非常な毒であります、是は萬分の五位になりますと中毒を起す恐れがある、併ながら幸ひに瓦斯は非常に臭いから僅かに漏れましても、直に悟ることが出來て從て中毒を起すことがないのは幸福である、又爆發の恐れがあります、茲に申したやうな譯であります、電燈に至りましては一つは火災一つは電氣に觸れて其爲めに負傷するとか、或は死亡とかいふやうなことであります、通

當五百ブオールド以下のものは危險でないものとなつて居りますが、五百ブオールド以下の電壓を持つて居るものも體質に由つては矢張り危險に遭遇することがある、要するに電氣を傳はるやうな狀態に於てそれを取扱ふやうなことをやらなければ其危險は少ないのであります、温つた手で摑むやうなことをやらなければ危險は通常ないのであります、先づ是だけの注意をすれば、人工並に天然採光をば適當に選ぶことが出來やうと思はれます。（未完）

資料

階級處遇規程實施前後の狀況（廣島監獄報告）

多年の實驗に徵するに遇囚の妙諦は漸進に如くものなく殊に階級處遇を施行するに際しては單に他の模倣にのみ依據するの不可なるを信じ昨年四月以降各關係主任をして實施後に於ける諸影響を精査せしめ愼重審議の末當監に適應せる規程を編成すると共に一面職員をして本制度の根本精神竝に新規程の趣旨を了解せしむるの必要あるを認め折に觸れ機會を捉へて一般看守等に訓授或は講習を行ひ囚情浮沈の中間時期たる九月一日より實施することに決定致し八月二十六日總囚敎誨の席上を利用し本職より其大綱を諭告し仍ほ各關係主任をして之を詳述せしめ候結果施行第一日より何等の齟齬又は支障なく既定の方針を遂行し得たるのみならず當時僅かに二三累犯囚より看讀書籍の件に付き情苦を訴へ出でたるに止り一般罪囚の動靜は概ね良好なる傾向を示しつつあるを認むるは我獄界前途の爲め眞に喜ぶべき現象なりと存候條御參考迄左に其梗概を摘記致候。

一、作業の狀況

由來監獄作業は累犯囚に依り其成績を上下せらるゝの實況に有之然るに階級處遇の實施は概ね累犯

者に酷にして初犯者に寛なるは制度其者の性質上當然斯くあらざるべからざる處にして從て先に該制度を實施したる一二監獄の狀況を調査致候處何れも過渡期に於ては多少の打撃を蒙りたるものゝ如く故に當監に於ては豫め此失敗なからしめんが爲め周到なる注意の下に警戒を加へ置候結果即ち別紙第一號書の如く實施以前に比し却て優良なる實蹟を收めたるのみならず從來不良囚と目せられ殊に耐忍力なくして機會ある毎に各種作業の轉換を企て所謂兎糞的歷史を作らんとせし者が俄然其姿を隱し現に轉業出願件數著しく減少し指定作業に精勵するの美風を馴致したるは是れ全く階級處遇實施の賜にして行刑上の一進歩と深く喜び居候。

尙ほ當監作業は年と共に較著なる發展を遂げ現に本年度上半期に於ては別紙第二號書の如く積年の宿望たりし在監人費の獨立を實現し得ることゝ相成此上本分監出張所工事の爲め使役せる囚徒の勞力を受負業若しくは委託業又は勞役以來の官司業に轉換するものとせば超過額約二千圓を下らず又下半期に於ては作業時間の短縮は有之候も既に各種受負業に對し平均壹割の値上を行ひ殊に上半期に於て新設したる數種の作業も漸次好績を擧けつゝあるのみならず曩に認可を經たる動力作業も本月十五日より運轉を開始したるを以て作業時間の短縮より生ずる減收は優に之を補ひ得て餘りあるものと確信致候。

二、作業賞與金計算率の減額

作業賞與金計算率減額整理の問題は當監年來の懸案に有之昨大正五年度に於ける實況に見るも在監人費給與の配賦豫算額五千六百圓に對し實際の仕拂額は實に壹萬千九拾圓四拾參錢に對し實際の仕拂額は實に壹萬千九拾圓四拾參錢の鉅額に登り殆んど倍加の狀況を呈し曾に豫算執行上妥當ならさるのみならず賞與金給與に際しては最善の注意を拂ひ各機關をして保管又は其使途を監督せしめ些の遺憾なきを期し候も仍ほ往々にして之を惡用せらるゝ傾向ありしを以て夙に低下の必要を認めしも因襲の久しき或は之か爲め作業成績に惡影響を與ふるの虞なきやを憂ひ茲萬今日に至り候折柄昨年來よりの計畫たりし階級處遇を實施するに際し同規程を以て從來の平均步合工錢額の二割五分九厘强を一割五步五厘に低減し一ヶ年間少くとも四千圓の減額整理を行ひたるに拘らず爾來三ヶ月間の實況を檢するに別項に於て既に述へたるが如く成績極めて良好にして漸次向上の曙光を認めつゝあるは是れ全く他の處遇に牽連して整理したる結果にして階級處遇規程實施の効果と思料致候。

三、戒護の狀況

階級處遇實施以後に於ける一般罪囚の動靜は極めて平靜にして克く獄則紀律を遵守致居候結果別紙第三號書の如く著しく懲罰件數を減し從て現在の類級別は別紙第四號書の如く實施當時の其れに比し漸次高級者の數を增加するの傾向に有之候。

四、衆代の減額

階級處遇規程第二號表に基き肉付菜の給與方法を變更したる結果別紙第五號書の如く自九月一日至同十日一旬間に於て拾壹圓五拾七錢參厘減額致候。

第一號書

作業科程成績調

大正六年		大正五年	
七月	一人五厘	七月	八分五厘
八月	一人四厘	八月	八分四厘
九月	一人七厘	九月	九分一厘
十月	一人一分四厘	十月	九分六厘

第二號書

大正六年度上半期比較表（△印ハ減）

署名	在監人員	囚徒工錢製作收入	比較增減額
廣島監獄本監	二六、〇九一、六一〇	二四、五四三、二四九	△一、五四八、三六一
三次分監	二、三二〇、四〇〇	一、一八六、一〇〇	△一、一三四、三〇〇
尾道分監	二、九六二、〇二〇	四、〇二四、八五〇	一、〇六二、八三〇
計	三一、三七四、〇三〇	二九、七五四、一九九	△一、六一九、八三一

第三號書

大正五六年九、十、十一月中懲罰者比較表（大正六年十二月一日調）

月別	大正五年 受罰人員	大正五年 在監人延人員	大正五年 百分比例	大正六年 受罰人員	大正六年 在監人延員	大正六年 百分比例	比較增減
九月	六八	三六、六八一	、一八五	三六	四〇、一六二	、〇八九	△、〇九六
十月	六九	三六、二一四	、一九〇	四三	三九、五四九	、一〇八	△、〇八二
十一月	三六	三七、五四〇	、〇九五	五三	三七、八〇五	、一四〇	〇、四五
計	一七三	一一〇、四三五	、一五六	一三二	一一七、五一六	、一一二	△〇、四四

備考　比較增減欄中△ハ減

第四號書

階級別調

類別	級別	人員	類別	級別	人員
	三級	七一		三級	三四〇
	二級	一〇一		二級	二五七
第一類	一級	一〇	第二類	一級	二四
	特別級	二三		特別級	一七
	計	二〇五		計	六三八

第五號書

肉付菜改正ニ付比較調（△印ハ減）

總人員	元規定ノ回數	元規定ノ牛肉量及ヒ價格	改正人員	給與回數	改正牛肉量及價格ノ	差引	增減	菜量	價格	差引
一、三三〇	二、六六〇	二九貫二六〇匁 四五圓三五三	特別級	五三	一五九					
			一級	一〇	三〇					
			二級 三四〇		六八〇					
			三級 八四八		八四八					
			級外 七九		一五八					
			計 一、八七三		二〇貫六〇〇匁 三一圓九三五	△八貫六五七 △一三圓四一八	二九貫二六〇匁 二圓三四五	△一一圓五七三		

統計

大正六年十一月中入出監竝月末在監人員

（△ハ減）

		前月末現在	前年同月末日現在	前月比較 增減	前年比較 增減
越員	入監	四、九二八	四、五八〇	五一、三五三	五一、〇五四	四八、四二二	二九九	二、九三一
受刑者	出監	四、六〇八	四、五四六	四、二四四	四、一八七	三、六四二	五七	六〇二
刑事被告人	現員	七六九	七七九	五六二	五七四	九五二	△一二	△三九〇
勞役場留置者		五七二						
乳兒		二〇	一七	一一	二六	二〇	三九	六△一三
總計 男		五三、五三六	九、六五七	九、二六七	五三、九二六	五三、五九一	五〇、八八〇	三三五 三、〇四六
總計 女		二、二四三	六六五	六四九	二、二五九	二、二四四	二、一七五	一五 八四
總計 計		五五、七七九	一〇、三二二	九、九一六	五六、一八五	五五、八三五	五三、〇五五	三五〇 三、一三〇

備考　內朝鮮人受刑者男三四人刑事被告人男三一人ア

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國別		受刑者	刑事被告人	計
支那	男	二八	二	三〇
	女	一	一	一

英吉利　男　一　一　一　一　一
北米合衆國　男　五　一　一　一　五
獨逸　男　四　一　一　一　一
墳洪國　男　五　一　一　一　一
總計　（男　一　一　一　一　一
　　（女　一　一　一　一　一

大正六年十一月末在監者人員表

監獄別	受刑者			刑事被告人			勞役場留置者			乳兒			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小菅	一、八九	一	一、八九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、八九	一	一、八九
東京	一、九六	三五	一、九三一	七九	二	七四	三一	一	三二	九〇	一	九一	一、三一	三三	一、三六四
豐多摩	一、二六四	一	一、二六五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、二六四	一	一、二六五
巢鴨	二、七九	一	二、七九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二、七九	一	二、七九
橫濱	一、三五三	六九	一、四二三	八四	四	八八	一四	一	一四	一	一	一	一、四五二	七三	一、五二四
浦和	一、一七六	四	一、一八〇	四六	八	五四	七	一	八	一	一	一	一、一三九	一三	一、一五四
前橋	八六三	一	八六四	三〇	六	三六	七	一	八	一	一	一	九〇二	七	九〇九
千葉	八四九	三	八五二	三一	二	三三	七	一	八	一	一	一	九〇八	三四	九四二
水戶	八一	二	八三	四	二	六	一〇	一	一一	一	一	一	九〇五	四	九〇九
宇都宮	六四二	一二八	七八〇	一	一	一	七	一	八	一	一	一	七五七	一三〇	八八七

長野	一、〇八〇	一三二	一、二一二	一二八	一四	一四二	九	一	一〇	一	一	一	一、三二八	一四六	一、四七四
甲府	六四〇	一六	六五六	三三	二	三五	六	一	七	一	一	一	六五三	一八	六八〇
靜岡	九〇	二六	九一六	八五	七	九二	一五	一	一六	一	一	一	九九六	三七	一、〇三三
名古屋	一、九〇一	二二	一、九二六	二二九	八	二三七	一九	一	二〇	一	一	一	二、一四九	三四	二、一八三
安濃津	七七	七一	八〇八	四二	一	四三	一七	一	一八	一	一	一	七九六	八六	八八八
豐所	五七九	三二	六一一	八	一	九	一	一	一	一	一	一	五八八	三三	六二一
岐阜	八一一	二四	八三五	二七	三	三〇	七	一	七	一	一	一	八四五	三七	八七二
金澤	一、〇二七	五二	一、〇七九	七七	三	八〇	二一	一	二二	一	一	一	一、一二六	五七	一、一八三
新潟	六六七	三八	七〇五	六二	七	六九	一二	一	一三	一	一	一	七四一	五七	七九八
福島	七三三	一	七三四	一〇八	三	一一一	七	一	七	一	一	一	八八八	四	八九二
宮城	六六四	一	六六五	一〇〇	一	一〇一	一六	一	一七	一	一	一	七九八	一	七九九
盛岡	四二一	三三	四二五	二五	二	二七	六	一	六	一	一	一	四六三	三六	四九九
青森	二七七	一	二七八	二五	一	二六	三	一	三	一	一	一	三三四	二	三三六
山形	三一三	一〇一	四一四	一五	一	一六	六	一	六	一	一	一	三八八	一〇六	四九四
秋田	四三六	四	四四〇	一一	一	一二	一二	一	一三	一	一	一	四四九	八	四八六
京都	一、三八二	一四	一、四一九	一一	一	一二	三	一	四	一	一	一	一、四〇二	五一	一、四五三
大阪	三、二〇四	一八一	三、三八五	二七	五	三二	二〇	一	二一	一	一	一	三、二五二	一九〇	三、四四二
奈良	八八七	一二	八九九	二七	一	二八	一	一	一	一	一	一	九一二	一三	九二五
和歌山	六四八	三七	六八五	三一	三	三四	一	一	一	一	一	一	六八一	四一	六九二
神戶	一、九一九	九九	二、〇一八	三〇五	三	三〇八	一三	一	一四	一	一	一	二、二八九	一〇二	二、三九一
岡山	一、一三三	三三	一、一六六	二三	二	二五	一	一	一	一	一	一	一、一五八	三五	一、一九三

| | | |

大正六年十一月末日現在在監受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増減	前年比較 増減
賭博	二六、三一九	九〇四	二七、二二三	二六、九九二	二五、七九二	二三一	一、四三一
賭博及ヒ富籤	二、四七五	二〇	二、四九五	二、四八四	二、五八六	△九一	△一一
詐欺及ヒ恐喝	五、八四四	八五	五、九六六	三、〇六五	二、七六四	二〇	三〇一
	二、二二二	一二	二、二三四	三、〇四五	五、七六七	二六	一九九
計	四八、六二一	一七	四八、六三八	五〇、二一二	四七、九八七	△一、四一九	一、六一七

統計

刑法

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増減	前年比較 増減
贓物ニ關スル	七六六	三一	七九七	七七三	六〇三	二四	一九四
毀棄及ヒ隱匿	五二	一	五三	五二	三五	一	一八
通貨偽造、文書、有價證券偽造	一九五	一	一九八	二〇三	二〇四	△五	△六
瀆職	六六	一	六六	六四	六一	二	五
猥褻姦淫及ヒ重婚	三七三	二三	三九六	三九六	三三八	九	五八
傷害	一、六四一	一二七	一、六七六	一、六九〇	一、五八一	△一四	九五
殺人	二、二四〇	一七四	二、四一四	二、三九四	二、三八四	二〇	三〇
嬰兒殺	三三	一三四	一六七	一六二	一五七	五	一〇
遺棄及ヒ監禁	一五	一	一六	一一	一〇	五	六
墮胎	二九	八八	一一七	一〇一	一一二	一六	一五
公務執行妨害	六五	一	六六	七〇	五六	△	五
逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	四一	一	四二	四〇	四四	△二	△一
賄賂	四〇	一	四一	三〇	三一	△一	△一
放火	二六三	一	二六四	一、四〇五	一、四一九	一〇	九
住居ヲ侵ス	一	七	八	七八	七七	一	三
略取及ヒ誘拐	二一五	一六	二二一	二一六	一八九	二七	一四
其他	七五	一七	九二	八二	七七	五	九
計	二二八	二四五	四七三	二四五	二一七	二八	二七
	四八、六二一	一、九八三	五〇、六〇四	五〇、二一二	四七、九八七	二、二一七	二、六一七

| | | |

々の業種を選定することは亦事情の許さざる所にして監獄作業施行の困難なると工錢增加の意の如くならざるも亦茲に起因す其の克く之れが進歩發展を圖り增收を企圖するは一に各監獄當局者の手腕に待たざるべからず。

監獄當局者の多くは歳出の不足に就ては直に利害の關係を有するを以て增減に就き云爲するも歳入に就ては其聲を聞くこと少なきが如し凡そ入を圖つて出つるを制するは會計の原則にして監獄作業の如き生産事業を有する處に在ては歳出の增減と歳入の增減とは常に如何なる關係を有するかを考へ如斯歳出に增加あるも如彼歳入の增加を齎すべきかを考慮し畫策すべきなり徒らに物價の騰貴を云爲して歳出の不足を訴ふるを以て能事とし歳入の如何を顧みさるが如きことあるべからず果して然らは在監人費と囚徒工錢製作收入に就ての結果如何を研究するも亦無益の業に在らさるべし。

監獄局に於て各監獄より提出に係る大正六年度在監人費過不足見込額調と歳入徵收額計算書に基き本年度上半季に於ける在監人費の仕拂命令濟額と囚徒工錢製作收入調定濟額を調査せられたるに左の如しと。

在監人費上半季仕拂命令濟額は

一、三三一、六五五、〇九〇

にして

囚徒工錢製作收入上半季調定濟額は

九二六、六五四、五〇〇

なり是れ即ち在監人費と囚徒工錢製作收入との割合は六九、五八「パーセント」にして大正五年度に比し七、一八「パーセント」を增加せり而して各監獄に於ける下半季の在監人費仕拂見込額は一、九〇九、七〇九圓九一〇にして上半季仕拂命令濟額に對し四割三分餘の增加を來せり是れ在監人員の增加と物價特に米麥薪炭等の暴騰に依るものにして非常の節約を加へられたるものなりと若此割合を以て下半季に於て囚徒工錢製作收入あるものと假定せば

一、三三二五、一一五、九三五

と云ふが如き增收あるべき筈にして在監人員との

	豫算	收入並ニ支出 上半季	下半季	計	豫算ニ比シ增減
在監人費	二、七八、九七〇、〇一〇圓	一、三二、六五五、〇九〇圓	一、九〇九、七〇九、九一〇	三、四二、三五五、〇〇〇圓	四五二、三五五、〇〇〇
囚徒工錢製作收入	一、五一四、〇三二、〇〇〇	九二六、六五四、五〇〇	一、三五、一二五、九三五	二、三五二、七〇、四三五	七七、七八、四三五
差引收入不足	一、二四、九三八、〇〇〇	四〇五、〇〇〇、五九）	五八四、五九三、九七五	九八九、五九四、五六五	二八五、四三五
在監人費ニ對スル囚徒工錢製作收入ノ割合	五四、二九「パーセント」	六九、三八「パーセント」	六九、三八「パーセント」	六九、四七「パーセント」	——

前表に依れば在監人費豫算不足額四十五萬二千三百九十五圓に對し囚徒工錢製作收入豫算（本年度豫定額に依る但本年度は豫算不成立にして前年度豫算施行に付其額に比せは「八二二、五九八圓四三五」の增なり）以上の增收額七十三萬七千七百三十八圓四十三錢五厘なれば右在監人費の不足を補ひ尙且二十八萬五千三百四十三圓四十三錢五厘の增收となるべき計算なり監獄收入に就ては吾人は斯く增收あるべきことを希望して已まずと雖も然れども監獄作業は一般の事業のそれと同樣の增收を見がたきは前述の如し依て吾人は支出の增加率に依らず數年の經驗に依り優に增收あるべしとの最低率を以て假に下半季に於ける物價騰貴に伴ふ增收率を上半季の二割增とし計算せば左の如し。

割合は六九、三八「パーセント」となる之れに上半季分を加へ一ヶ年度分とし各豫算と對照せば左の如し。

	豫算	收入豫算ノ上半季ニ支出	豫算ニ比シ増減
在監人費	二、七八、九八〇、〇〇〇圓	一、三二、六五八、九〇圓	三、二四一、三五八、〇〇〇圓
四徒工錢製作收入	一、五一四、〇三三、〇〇〇	九三、六四四、五〇〇	二、〇三八、六五九、九〇〇
差引收入不足	一、二四、九六、〇〇〇	四五、〇〇、五九〇	一、二〇三、七五、一〇〇
在監人費ニ對スル四徒工錢製作收入ノ割合	五四、二七パーセント	六九、五八パーセント	五八、三七パーセント

となる斯く收入の増額を最低限に見込みても在監人費の不足額四十五萬二千三百九十五圓に對し四徒工錢製作收入豫算以上の増收額五十二萬四千六百七圓九十錢なれば右在監人費の不足と收支を差引計算せば國費の支出を要せざるのみならず尚七萬二千二百十二圓九十錢の増收あるべき見込なりと。

以上の計算にして大過なしとせば吾人の豫測は偶々適中せしことを喜ふと共に國費多端の際に於て在監人員の増加と物價騰貴に依る在監人費の不足を監獄作業の増收に依り償ひ得たるは吾々監獄界に在るもの丶誇りとする所にして又各監獄當局者の努力の多大なりしを賞讃せざるべからず吾人は前に監獄當局者より歳入増減に付云爲の聲を聞くこと少なしと云ひしは全く吾人の寡聞に過ぎずして茲に其誤りを陳謝す世人動もすれば監獄費の増加を云爲するも吾人は云はむとす監獄本然の目的を達したる外尚監獄作業の増收に依り幾分にても國費を輕減したりと更に繰て上半季に於ける在監人費仕拂命令濟額と歳入調定濟額とを各監獄別に對比せば四徒工錢製作收入調定濟額に於て在監人費以上に及びたる箇所は小菅、甲府、岐阜、大阪、三池の五監獄なりとす前年度に於て在監人費を償ひ得たる巢鴨、靜岡、高知の三監獄は孰れも數字の上に於て偶々償ひ得ざるが如きも吾人の信する所にては必ず下半季に於て多額の收入に依りて優に在監人費を償ふべく又前記小菅外四監獄並に他の監獄に於ても下半季に於て増收の結果在監人費を償ひ得べき箇所の増加するは信じて疑はざる所なり而して更に驚奇の眼を以て見るは大阪監獄に於ける四徒工錢製作收入の多きと且在監人費を償ひ得たることなりとす即ち大阪監獄は就業せざる多數の刑事被告人を拘禁し且前年度來拘置監新營の大建築に工錢の收支を爲さざる多數の受刑者を使用せるに拘はらず以上の人員以外の就業者工錢收入にて併も全部の在監人費を償ひたるなり吾人は大阪監獄に於ける當局者の努力と作業の施設に就ては監獄界に在る諸君と共に感嘆の辭を呈せんとす左に十ヶ年間に於ける在監人費と四徒工錢製作收入との比較並に大正六年度上半季の在監人費と四徒工銀製作收入との比較表を掲げ讀者の一粲に供す若夫行文の足らざる所あれば推讀叱正あらんことを望む。

十ヶ年度在監人費實費ト四徒工錢製作收入實收トノ比較

年度	在監人費	四徒工錢製作收入	差引收入不足	在監人費ト四徒工錢製作收入ノ割合
明治四十年度	二、六五三、八九五、九八五圓	一、二四四、五六六、九〇三圓	一四〇九、三二九、〇八二	四六・八九パーセント
明治四十一年度	二、五五一、五六五、八三七	一、二五三、三四〇、六七五	一、二九八、二二五、一六二	四九・一二
明治四十二年度	二、九一六、九四八、五一〇	一、三三三、六九五、六二五	一、五八三、二五二、八八五	四五・七二
明治四十三年度	三、〇二六、二四八、二〇〇	一、四二一、六〇三、四四五	一、六〇四、六四四、七五五	四六・九七
明治四十四年度	三、三二二、一九七、九〇〇	一、五三四、八三〇、七三〇	一、七八七、三六七、一七〇	四六・一九
明治四十五年度大正元年度	三、三一〇、二八九、二五六	一、五七五、八七九、六三〇	一、七三四、四〇九、六二六	四七・六〇

大正二年度	三、〇一三、二九二、六七〇	一、五九五、四五七、四七五	一、四一七、八三五、一五五	五二、九四
大正三年度	二、九八七、三六一、〇四三	一、四五〇、〇四〇、五五二	一、五三七、三二〇、四九一	四八、五三
大正四年度	二、六〇五、三三一、六五五	一、四九六、九〇〇、四二五	一、一〇八、四三一、二三〇	五七、四五
大正五年度	二、六七一、一〇八、五九〇	一、六六六、九六三、〇八〇	一、〇〇四、一四五、五一〇	六二、四〇
平均	二、九〇五、八二三、九六五	一、四五七、三二七、八五四	一、四四八、四九六、一一一	五〇、一五

大正六年度上半季在監人費ト四徒工錢製作收入トノ比較

監獄名	在監人費 仕拂命令濟額	四徒工錢製作收入調定濟額 收入濟額	未收入額	計	在監人費ヲ補ヒ得ル儘所
小菅	四二、一三四、四八〇	三五、一九七、四三〇	七、二一二、一七〇	四二、四〇九、六〇〇	○
東京	二〇、一八七、三九五	三、九六四、四四〇	—	三、九六四、四四〇	
豊多摩	一六、〇九四、六〇〇	一二、七二八、二九〇	一七四、六八〇	一二、九〇二、九七〇	
巢鴨	八四、二三七、〇四〇	七四、一四八、六九〇	五、九五五、七六〇	八〇、一〇四、四五〇	
横濱	四六、三五六、一六〇	一九、二七七、九〇〇	一、六七〇、〇七〇	二〇、九四七、九七〇	
浦和	三二、六三〇、八七〇	一八、一七七、二三〇	六六六、八六〇	一八、八四四、〇九〇	
前橋	一七、六三六、三八〇	一三、一〇〇、八〇〇	八八〇、二〇〇	一三、九八一、〇〇〇	
千葉	二一、〇〇〇、四六〇	一三、五一八、二四〇	一、三〇九、六〇〇	一四、八二七、八四〇	
水戸	一六、七八三、三五〇	一一、七五一、四五〇	六三八、二九〇	一二、三八九、七四〇	
宇都宮	一七、六九七、九三〇	九、〇八六、七四〇	二五一、三五〇	九、三三八、〇九〇	
長野	三四、一三〇、四六〇	一八、八七七、五八〇	一〇五、六八〇	一八、九八三、二六〇	
甲府	一三、六七〇、九五〇	一四、六八二、〇七〇	二六〇、六一〇	一四、九四二、六八〇	○

靜岡	五三、五六七、三一〇	一一、二一八、一〇〇	八、九九八、〇七〇	二〇、二一六、一七〇
名古屋	四三、二四三、八六〇	七、九三、七九〇	一六四、三八〇	一八、一五八、一七〇
安濃津	二二、一五九、五三〇	一二、五九〇、八五〇	○	一二、五九〇、八五〇
勝所	一九、〇九六、三〇〇	一四、八四一、八三〇		一四、八四一、八三〇
岐阜	一八、六三三、八八〇	一八、八九〇、二一〇	一、九五九、二五〇	二〇、八四九、四六〇
金澤	二七、七四九、八六〇	一一、九九七、二一〇	三九六、八九〇	一二、三九四、一〇〇
新潟	一六、〇九四、九〇〇	九、六九四、六三〇	二九七、五七〇	九、九九二、二〇〇
福島	一七、四六八、六九〇	一一、二一七、五一〇	九二〇、一九〇	一二、一三七、七〇〇
宮城	二一、八三一、五〇〇	一二、六一二、七四〇	二、八七九、三五〇	一五、四九二、〇九〇
盛岡	一二、〇七五、七五〇	六、八六一、四九〇	三〇、八六〇	六、八九二、一一〇
青森	八、五六二、〇〇五	三、六七五、四八〇	一四四、四九〇	三、八一九、九七〇
山形	九、三二八、五六〇	六、二三七、六八〇	五四八、九〇〇	六、七八六、五八〇
秋田	三、一七三、三四〇	四、六三一、九四〇	一六八、一八〇	四、八〇〇、一二〇
京都	三五、六三六、七二〇	二、九八二七、六七〇	二、六八〇、四八〇	三二、五〇八、一五〇
大阪	八〇、一一一、五〇〇	七六、四五五、二三〇	一〇、五四七、六一〇	八七、〇〇二、八四〇
奈良	一八、九七四、五五〇	一三、七〇二、二六〇	三三五、九五〇	一四、〇三八、二一〇
和歌山	一六、四四一、六八〇	一五、六〇六、九〇〇	五、二五〇	一五、六一二、一五〇
神戸	五一、三五七、九二〇	三三、六四八、四四〇	一〇〇、一一〇	三三、七四八、五五〇
岡山	二四、四六六、六九〇	一六、〇〇〇、七四〇	二一四、三三〇	一六、二一五、〇七〇
廣島	三一、三七四、〇三〇	二七、八七九、三六〇	九一四、四三〇	二八、七九三、七九〇
山口	二〇、六五九、〇三〇	一七、一三七、九七〇	三三七、一五〇	一七、四七五、一二〇

松江	一七、四六五、八六〇	一一、一〇二、七〇〇	二六、四〇〇	一一、一二九、一〇〇	
德島	一八、七四六、一六〇	一四、三二〇、九〇〇	七、九六〇	一四、三二八、八六〇	
高松	一八、七六六、五〇〇	八、四一六、五一〇	五九、八六〇	八、四七六、三七〇	
松山	一七、三六六、二一〇	二二、一三一、四三〇	四七九、九〇〇	一二、六一一、三三〇	
高知	三〇、九一二、七九〇	二五、七〇六、五七〇	一、六八五、八七〇	二七、三九二、四四〇	
三池	四〇、〇一二、九六〇	三三、九一二、六〇〇	七、〇八四、四三〇	四〇、九九七、〇三〇	
長崎	二九、〇二七、〇三〇	一九、六八六、六〇〇	一、九四一、一四〇	二一、六二七、七四〇	
福岡	四〇、六三〇、〇三〇	三一、四七二、二四〇	一、九二〇、三三〇	三三、三九二、五七〇	
大分	一二、九五八、〇四〇	一〇、七一〇、三五〇	二五七、〇一〇	一〇、九六七、三六〇	
佐賀	一四、二九三、三七〇	八、六九七、六九〇	七八六、七一〇	九、四八四、四〇〇	
熊本	一四、四四七、三九〇	三、六四九、一四〇	二五五、四七〇	三、九〇四、六一〇	
宮崎	一一、〇三六、八七〇	五、八二四、二五〇	五三、九〇〇	五、八七八、一五〇	
鹿兒島	一五、五四六、八三〇	九、三三〇、四三〇	一、四四四、四四〇	一〇、七七四、八七〇	
沖縄	一〇、二一九、五八〇	八、三五九、二八〇	六五九、八三〇	九、〇一九、一一〇	
函館	一六、〇六〇、七六〇	六、五五八、五八〇	一二、七五〇	六、五七一、三三〇	
札幌	三四、一三一、二〇〇	一一、三四〇、〇三〇	二、五八〇	一一、三四二、六一〇	
樺戸	一二、六〇一、一六〇	三、五〇四、七五〇	一一、八二〇	三、六一六、五七〇	
十勝	三五、八五五、八二〇	一三、五三六、九九〇	一二四、五五〇	一三、六六一、五四〇	
網走	一五、一六六、一三〇	三、四七七、一五〇	○	三、四七七、一五〇	
樺太	二、八四二、七二〇	——	——	——	五
總計	一、三三一、六五五、〇九〇	八五八、九七一、〇八〇	六七、六八三、四二〇	九二六、六五四、五〇〇	

畠山氏の女監教誨師論に就て

富井隆信

失禮ながら畠山氏の御說に對して本誌の頁を費す程の價値は無い。又私自身としても大人氣ない氣持が致しますが、職員錄によれば畠山氏は久留米分監御在勤である。久留米は最近特設女監の一となつたと承つてゐる。其處に女教誨師を勤務せしむるか否かといふことは大切な問題である。研究と實驗を將來に待たねばならぬ問題である。然るを「多大の經費を投じて效果を期待しつゝある監獄最終の目的を達せんとする愛國的重大なる責任觀を以て（ここまではご尤ですが）敢て皮相の筆鋒を以て女監の教誨師につき卑見を論述し」と、そんなに皮相の筆鋒を敢てせられては行刑道の迷惑堪つたものでないから、同氏の御說に一二批評を加へておきたいと思ひます。

氏が女教誨師は「むしろ弊害ありて不適當」とせらるる理由は、

一、婦人は虛榮心強きが故に人氣を得んことに腐心して誠意薄く、嫉妬心強き故に慈愛よりも怨憎復讐心甚し。云云

これは婦人共通の缺點を擧げ、故に教誨師には適せぬと斷ずるが如し。然らば女教師も女事務員も將た女代議士も不適當といふことになる。女子に缺點あるが故に責任を負擔するに堪へずとせば、男子にも亦共通の多大の欠點あり、故に男子に何等責任ある職に就くべからずといふか。我邦の現況に於て、女子は概して男子よりも智能は低きが如し。然れども虛榮嫉妬の如き、男子必しも女子に比して薄しとはいふべからず。むしろ周到熱烈、持久性の如きは、往々婦人の特長たるの場合あるを見るのである。されば婦人に一般の弱點あればとて、選ばれて教誨師となる女すら有害不適なりとの理由にはならぬ。

二、同性は接近し易き故に、「教誨師の女囚より看破せらるゝ短所もまた少くない、日々多くの接近に於て、事に慣れ易く物に飽き易く、垢見付らるゝ事の多く、斯くして人格を疑はれ、同じ穴の狐と見らるゝ樣になつたら、最早教誨師としての存在を認められぬ事となる。」云云

此の如き疑惧があるから女教誨師は不適任なりと言はゝ、そは男教誨師も同然なり、獨り婦人に限つたことにあらず。囚徒に近接しなければならぬ教誨師が、男だけは遠く離れて美しく見られ、女は醜くあらが暴露すといふ區別あるの理なし。始めより同穴の狐ならば、「最早教誨師としての存在を認められぬこと」は豈男女の別あらんやだ。併しながら御心配に及ばぬ、そんな卑劣なものを、男女共、教誨師に採用する馬鹿もないから、もし又狐が紛れ込んで居るなら遠慮はいらぬ、抓み出して叩き殺すが同僚の義務である。

三、女教誨師、女監取締及び女囚、此の三者間の暗流暗闘避くべからざる弊害あり。

畠山氏は女教誨師を最初から囚人同穴の狐として考へてゐらるゝから、こんな御心配も起るのであらう。狐や狸なら、女でも男でも、袈裟かけやうが、珠數持たふが、暗闘も嚙み合ひも止みはすまいが、女教誨師は人間だ。人間の中でも或る高き希望を以て、活動欲を滿たさんとする雄々しき婦人の闘士である。闘ひも爭ひもするが、それには別箇の意味ある慧信尼、覺信尼の跡づけ者たることを御承知願いたい。もし女教誨師を置きて暗闘が起つたとすれば、それは他が教誨師を理解するに至らざるか、或は教誨師が折伏の方法としての現象であるに相違ない。譬如日光覆雲霧、雲霧之下明無暗である。取締や女囚が誤解、猜疑の雲霧に覆はるゝ一旦の不幸は、よし有つたにせよ、いづれ明かなる光明を仰がしむるに至るは、理想では無い事實である。

四、現代の日本は猶男尊女卑の思想あり。

故に「如何に賢明な婦人よりも、薄識無能な男教誨師の方が、まだ偉い樣に女囚の目にうつるに違いない」と言つてられるが、たとひ女囚の目にどううつつても薄識無能は薄識無能だ、賢明は賢明だ、そんな對手の低い見損ひを利用して、男でなくては可けないなどゝは、少々虫がよすぎはすまいか。對手の感情を利用することの有效なる證據として氏は「洋服の教誨師よりも、法衣着用の教誨師が僧侶らしいとともに、信念上に敬虔の念增す如く」といつてゐらるゝが、それも氏自身が只皮相の樣子を速斷して獨りよがつてゐらるゝだけで、お生憎さまながら性急な時代は、無遠慮にズン〳〵感じの緩いお方を放つてきぼりにして往きます。氏また曰く「演壇上に立つても、如何に能辯であり、熱誠でありと雖も、男教師の拙辯よりは、威權を強からしめず、トモすると折角の熱誠が生意氣なと云ふ憎厭の念を與へる事なきにしもあらず」と。成る程そんな事もなきにしもあらずだらふ。大道演說か何かで、講師の人格も品位も解するに由なき場合には、通りすがり聞き流しの感じとしては御說のやうなこともなきにしもあらずだ。併し女囚として拙辯と能辯とを聽き分くる耳もあり、熱誠と生意氣との差が感せられぬ程の低能でも無いから、それを以て直ちに女教誨師不適當論の理由とはなるまい。

畠山氏の論據は以上の四點らしいが、「然れば個人教誨集合教誨何れの形式的內面的に於ても、女子は適當で無く、矢張り男子でなくてはならぬ」との理由は折角ながら何處にも見出されぬでは有りませぬか。尙、氏は女監教誨師は男でも老人や醜いのは不可、「品格と人格ある既婚者の若い教誨師が最も適當して居る」と言つてられるが、既婚者は未婚者の誤植。又「若い」の下に「美しい」の字が脫け、「教誨師」は「俳優」の誤りでは無からふかと言ひたい氣がします。尙又「アノ教誨師さんは若くて美しいと待たれる事は一面甚だ弊害あるが如

きも、其教誨師にして相當の品位と人格を有し得たならば、老人の男教誨師や女教誨師の接近し易き反對に、接近し度くて然も出來ずして敬慕する教誨師に氣高さあり、それによりて感化をうける女囚の幸福は慥かに弊害以上の效果がある。」「これに反し醜い教誨師は嫌はれ、或は嘲笑されて、よき感化を與へない。」「老人には希望と勢力が無いから效果も決して顯著でない。」等の文字も有りますが、不幸にして私の如き老人には、斯る文字を眞面目に讀まふといふ希望も勢力も無いのを遺憾に存じます。

明治四十二年以後我が京都監獄を初とし、栃木、堀川、八王子、姫路（以前は神戸本監）の各分監、今は廢せられたが島原分監、廣島監獄、又最近には三次分監此等に女教誨師が配置されたが、いづれは人次第であるから一概はされまいが、斯く多年の經驗もあることだから、モ少し事實を能くお調べになるが宜からふ。畠山氏の御議論は私の知る範圍に於ては事實と一致せぬものと信じます。

雜纂

時事だより

△名刺交換會　例により監獄協會内にて元旦の正午を期して行はれた、嚴寒骨を削るの勢ひであつたが、青空一碧の好時、大内山の老松綠更らに濃かに、殿上の雲霓旭日に映じ輝々として光り鮮かに、滿目の光景總て、君の御稜威を壽き奉るの瑞象を仰ぎ見つゝ、勇ましく慶せ參じたる者、谷田局長を始めとし、本省並に所在監獄の僚友協會役員を加へて其數無慮百五十、互に意義ある新年の賀辭を交換し、饗て席定り酒數行に及ぶや、局長立ちて先づ　皇室の御繁榮と皇國隆盛の、慶賀すべき所以を述べ、謹んで　兩陛下の萬歲を三唱せんとて祝杯を擧げらる、一同之に和す、夫れより歡聲更らに湧き興愈々加はり、各々メートルを上げて氣焰萬丈の光景、眞に芽出度賀新の氣分は、堂内に漲ると云ふべきであつた。

△年頭の奬勵　元旦は何人も新正を誓ふの慣ひ、此の場合に人を鼓舞奬勵するは尤も其時を得たものである、谷田局長が名刺交換會の席上、其誠意の一端を披瀝して僚友を振作せられたる如きは、深く一同の傾聽を値ひし、之に依つて先づ局長自身の決心ある所を明かにせられ、人をして大に意を强ふせしむるは勿論、聽者亦た大に感奮興起せざるを得なかつたのである、就中左の一節の如きは趣旨嚴明辭亦た頗る莊重を極むるものがあつて、聽く者何れも心の緊張を覺へざるはなかつた

今や國運隆々として進展し、國威亦た大に揚るは祝すべきの至りなれど、世界變亂の影響は亦た甚だ憂ふべきもの無きに非ず、即ち險惡なる風潮は日に倍々人心を浸潤し、爲めに社會の複雜多事なる又た昔日の比に非ず、此の場合に於て國家治安の機關たる我が監獄行政の一日も忽がせにすべからざる、重要の國務たるは論を俟たず、然るにも拘はらず社會は必ずしも我等の期待に副はざるのみならず、却て幾多好餌の誘引は常に吾人の周圍に充ち、動もすれば盡忠報國の猛志をも碎かんとするは、道の爲めに遺憾至極と云はざるべからず、此の秋に方り丹心道に殉するの誠を持し、徒らに榮利に走らざるは、正さに之れ道に志す者の本領とも云ふべく節義の存する所亦た實に此に存すべし。

とる棹の心なかくも漕ぎよせむ

あしまの小舟さわりありとも

之れ今朝新聞にて拜見せし、明治天皇陛下の御製で、有り難くも我等今日の境遇を訓へ給ひしものであることを、泌み〳〵感得し之に依つて見るも、御亙司獄の事務に從事する者は、宜しく樣下の力持ちに甘んじて、忍耐刻苦益々其天

職に向つて突進する所なくんばあるべからず。

△時習會　今本會に就て報道するを通信者は尤も愉快とする、だが紙面に限りあれば唯だ其概略に止むるの餘儀なきを、通信者自らも甚だ物足りなく思ふ。

時習會とは學而時習之の意、研究會の名としては頗る雅味あり蘊蓄あるものであらう、抑も本會の由來はといへば、豫て谷田局長が廣く內外古今の書を渉獵して、凡有る學說に通曉し、其造詣蘊蓄の尋常ならざるは何人にも知れ渡つてることだが、別けても此頃の世界動亂に際しては、各部門に涉り諸學說の進步發展は驚くべきものがあり、殊に時局對應策としては、幾多の大問題を論究解決せんとする名論卓說も決して尠くない故に、今日の場合に處しては何人も先づ、是等最新の知識に觸れて、其蒙を啓くことが急務である、況して行刑事務に立ちさわる者にして、玆に注意するは即ち其職責に忠なる所以であるとなし、生來博覽强記なる局長は之が爲めに、劇務の中にも寸暇を利用して、現今廣く諸外國の新刊書に眼を洒らし悉く其梗概を收められざるはない、然るに己れ一人之を心に收めて他に頒たれずんば、之れ所謂寶の持ち腐れにして、學問本來の趣旨にも反し、左なきだに下僚を慈むの情に敦き局長のことゝて、之を其親愛なる部下に知らさで置くべきに非ずとせらるゝ、其意を承けて發起したのが其元であつて結局は矢張獄事の進步を謀る爲めに必要なる、我儕の知識啓發を第一とするより出でたる企てに外ならない、尤も此成立に就ては坪井典獄が率先して、專ら其勢を取られたるは同人之を多として感謝する所である。

會員の範圍は眞の同好者に止め、先づ在京同好者間の重もなる者に限られ、北島主事を其幹事として、每月第一水曜日午後協會內に開かるゝのである、又たこの會にては獄務上の實際問題も大小に拘はらず各自提出し、自由に討議せらるゝ便宜もある、惟ふに之は徹々たる會ではあるが、之がバン種子となりて嚮て我邦監獄界の、精神と思想を支配し又た指導する權威者たらずとも言ひ難い而して斯かる望みを屬することの、必ずしも空望ならざるを信ずる理由がある、我等は斯く信ずるを寧ろ光榮とする者である。

第一回の會合は準備も整はず別に組織立ちたる說話もなかつた、但し座談の中にも參考となるべきもの多々ある中にも、左の局長說話は司獄官日常の心得として、尤も有益なる意義深きものと思はれるまゝに、其梗概だけにても紹介することにする。

●司獄官の職務上佩劍の利害　是迄警察官には帶劍廢止の問題が起つて、議員中抔にも入釜しく廢止論を主張した者もあつたが、未だ司獄官の其れに對しては幸か不幸か曾て何等の議論あるを聞かない、だが若し警察官に廢止の理由あれば、同じ理由の下に司獄官にも亦た適用されねばなるまい、例へば拔劍して人民を傷けた事實を統計的に調査し、之を論據に廢止を主張する如き、司獄官にも同樣の立論は出來るであらう、然かのみならず單に執務上の便否の點より云へば、腰間に劍をぶらさげて、工場監房の內に動作するには、頗る邪魔にもなり勤務の妨害ともなるであらう、殊に常に彼等に接近する間には何等威嚇の効を爲さぬ計りか、却て逆用される處なしとせない、即ち是等の點から論ずれば寧ろ司獄官は警察官に先立ちて帶劍廢止を斷行せねばならぬことになる、然り乍ら何れにしても帶劍は決して其位の理由にて廢さるべきものでない、成程單に表面の事を以て論すれば尤もらしくも聞ゆれど、之は表面以外即ち無形に見るべき大切なる理由あるからである。

●帶劍の趣意　俗人は直ちに帶劍をば單に脅し物と見、又は護身の具と外見ない、之れは寔に淺薄極つた考である、ソンナ事では寧ろ廢止

するが遙かに優しに違ひないが、然かし前述の通り帶劍の主意は外形よりも無形即ち精神に屬することを以て其主眼として居る、要するに古來腰間の秋水は武士の魄としたもので、忠節の心も之に籠り、義勇の精神も之に藏まり、正理公道亦た悉く武士の魄と一致し、此秋水を提げることによりて、精神正確に膽氣勇猛に、併せて義理と人情をも重んずる心根を持つことが出來るのである、故に此帶劍の眞義を體得したらんには、司獄の職務の如き最も完全に遂行せらるゝは論を俟たぬ、何を苦んでか淺薄なる外形論に囚はるべきであろうか。

●佩劍は即ち威嚴の具　斯く云へば直ちに又た俗人は脅し物と考へるであろうか、決して其意味に非すして神聖なる職權の標榜を神聖なる武士魄に由りて爲すと云ふ意味に於て、極めて適當なる威嚴の具である、洋の東西時の古今を問はず自然の風俗となり來りたる一事は、政治上の儀式と云へば必ず佩劍することである、以て歷史的にも佩劍の意義は深きものがあるやうに思はれる、故に無意識的にも人は自然に帶劍者と畏敬する念慮を持つて居る、之を取除くことは容易に出來ない。

●刀劍は淸淨潔白を本質とする　古來刀劍は不淨を淸めるとか魔をよけるとか云ふたものだが、之は萬更ら擔ついだものでもなく、明煌々たる秋水を鞘拂つて一見するだに、人は誰にても其威光に打たれて六根自ら淸淨の感があるものだ、兎にも角にも刀劍の本質は精神的に人を潔白にする威力の存すること少くも修養の道に志す人は皆な一致する所であろう、日本人が西洋人杯と違つて、取別け潔癖に富むものも實は此邊の素養あるに原因するかとも思はれる

●武術の眞義　動もすれば則ち技巧的に流れ甚だしきに至つては體育視せられたる實況もないてない、之も時勢の弊かとも思はれるけれども然りとは寔に慨はしき次第である、現に今日は中學校抔にては武術を體育科中に加へたる所もないでないとか聞くが、是では迚ても精神修養と云ふ尊嚴の意味が保てるものでない、宜哉今日の所謂劍士なる者に堂々たる威風四邊を壓する底の人の尠きことやある、思ふに武士道と劍道、素と是れ同一根、然すれば何處迄も正々堂々たること、然諾を重んずること、一死以て義に殉するの心あること、簡單明瞭なること、口に二言なきこと、强者を抑へ弱者を助くること此等の精神を養ひ膽力を練ることは、劍道に於ても其主要なる目的でなければなるまい、而して其他の事は枝葉問題附屬問題と云ふべきものだろう。

●司獄官と佩劍　古への侍士が各々其腰の物に重きを置くことが、非常なものであつた如く今日の司獄官にも斯くせよとは些と無理であろうけれどもが、然かし精神丈は矢張武士魄を之にて保持せし如く、今日の司獄官も亦其司獄官魄をば常に之に引付けて鑑みるやうにするが當然でなかろうか、即ち佩劍も斯く考へて社、全く其意義を完ふするものであることを、今日の司獄官が熟考するならば、公私共に益する所果して幾何であろうか。

次いで武德は大和民族の特長であつて、之を長養體得すれば優に世界の舞臺に押出すことが出來、又た武德の森嚴高遠なる眞理を活現して始めて、我が民族の尊貴なる所以が發揮し、實は道德も宗教も皆な之に發し亦た之に歸すと云ふ程に意義の深遠なるものがあるとて、講明甚だ努められ、從て大に有益であつたが、玆には紙面の限りあり止むなく擱筆する。

（S. A. 生）

○新春雜話

霜　翰

□雅々　たる春光靄靄たる瑞霞六合に洽く、旭旗は朝暾に映して輕風に飄り、千門萬戸の歡聲は洋々として改曆履端の佳辰を謳ふ、皇統茲に連綿として二千五百七十八年斗柄戊午に移り乾坤軸を回へし聖世茲に第七の新歳を迎ふ蓋世界の大局より觀れば腥風慘雨尚酣戰の狀勢に在りと雖も東方の一角に位せる帝國は茲に大戰第四の春を迎へて百般の事業經營悉く順調にあり以て三獻の蘇酒に醉ひ太平の氣象を仰き新春の樂事を敍するを得べきなり。

□春場所　の國技館回祿の災するところとなりて新春の相撲は九段坂上靖國神社境内に行はる、久方振に晴天十日なる快文字を見るぞ嬉しき、國技館成つてより入掛のことなしと雖も、此晴天十日なる玉語其跡を絕ち、不道德なる八百長の語殷に流布せらるゝに至る、言ふまでもなく相撲は我國尚武の氣魄を隆昌ならしむる唯一の精華にして其淵源や實に古し、古老の語るところに依れば神代に於て既に武甕槌神（ブツミカヅチノカミ）と建御名方神（タケミナカタノカミ）との競力あり降て垂仁天皇の時野見宿禰と當麻蹶速との角力は世人の能く知るところにして爾來相撲のことは天武天皇の時を除き久しく史上に見へざるが如きも聖武天皇の時相撲節會を置かれたる點より考ふるに此技か皇國尚武の氣風に適し古來連綿として盛に行はれたる事實を追想するに難からず、其後勿進相撲と云へるもの足利時代より始まり、横綱免許のこと設けられてより頗る全盛の氣運に向ふ、春風秋雨幾變遷明治十七年三月延遼館に於て天覽相撲の盛事ありて此國技に一層の光彩を放ち遂に今日の繁榮を見るに至りしは洵に欣ふへき現象なりと雖も、時代思潮の變化、名利文明の弊風は時に此社會を襲ひ、近時八百長の語を屢耳にするのみならず、正々堂々膂力と勇氣を本位として四つに組む大相撲を觀ること罕にして、三役幕内の

力士只徒に小手先の爭に勝星の多からんことを希ふが如く、此技の神髓たる奮闘膂力の日に消耗し去らんとするの觀あるは不祥事なり、只年寄の制を設けて功績ある老衰者隱退の場所となすの點に於て稍自然淘汰の實蹟あり、官人が老朽其職に堪へずして尚其位置を固守するに對し比較的淘汰が公平に行はるゝが如し、是天下泰平の軍扇を土俵に翳す所以ならんか。

□成金　の語も其後賛否相半して惡評も漸次下火となりたるが如きも、是に伴ふ一攫萬金の空想、僥倖心の橫溢は、物價の奔騰、貧富の懸隔と相和して一層殷なるが如く質實なる社會の基礎を危からしめんとす、殊に晨に百萬の富を有する者夕に赤貧洗ふが如き運命の變化尤も甚しき帝都に於て日常此變化を見聞せるの國民は傳來の迷信を強め、一に此僥倖福利を擧げて神佛に歸依せんとし其智識の低級なると否とに論なく、正當なる信仰を排して迷信助長の一面にのみ走る、洵に憂慮すべきの現象なり、今年の惠方は巳午の間にありとて奔馬の如く一目散に此方面の神佛に馳せ向ふは假りに落馬のことありとも、午年の吉例として一笑に附すべきも、不動、辨天、藥師、金比羅、水天宮其他の堂宇、初詣と稱し高く開運の御守を標榜なし、僥倖利福に一意專念なる幾萬の慾團を蒐集し、互に賽錢率の增進を誇るは罪なり、紅療法や念寫オキシバサー、姓名判斷、お穴樣等に心得ある友人今年は方針を變じて成田山に參詣し、深く護摩料の揚り高多きに驚き、頻りに其靈驗の顯著なるを唱へり、其言ふところに依れば一夕某地の鐵成金來て大枚千圓の護摩料を奉納して歸れり、而して此例近時少からずと、成田にて金を蒔く、是ぞまことの成金なるべし。

□一年　の計は元旦にあり、改春は事物を鼎革し人意を一新するに於て好個の時機なりと爲し、酥酒三獻を機會として客臘までの禁酒家を上戸黨の一員に加へたる酒伯あり、其語るところに

依れば、泣き上戸、笑ひ上戸、怒り上戸を以て上戸の分類となせること三千年來の通說なるが如しと雖も、更に說上戸なるものを獨立せしめ以て此分類中に加ふるを至當なりと痛飮快論せり、予素より禁酒論を鼓吹して國家に貢獻せんとするが如き白面痩委の甘黨にあらざるを以て此快論を聽き條理井然、意義明瞭なるに驚き顚る爛服の至りに堪へず、尙同酒伯が嘗て禁酒を決意せる某氏を降參せしめたる辯論を聽くに曰く『君は怒り上戸にあらず又泣き上戸にあらず、寧ろ笑ひ上戸の上乘なるものにして酒席に於て別に失態を演じたることなし、予は君の酒量を知れり故に其程度を計つて酒盃を收むべし、夫れ能く劇職に座して君の如く精勵刻苦し嗜める一杯の酒を廢さは何に依てか其心神を養はんや深く顧みて可なりと』此數語極めて平凡の如くにして平凡ならず、漸く禁酒を決意せる某氏に取りては空腹に正宗の二合壜を鯨呑にするが如く五臟六腑に浸み渡り、戰敗に百萬の援兵を得たるが如く恍惚として盃を手にし數杯を傾け數合を傾くるに至る酒伯の技や靈妙にして神に入る酒客の心理研究に於て正に是れ日の下開山なり、予は更に四人心理に就て、出獄者の心理狀態に就て、此種の開山の出てんことを望むや切なり。

○犯罪の原因及豫防（承第三十卷第十二號）

日本犯罪學會々員　澤田順次郎

けれども精神病と、非精神病とを明かに區別することは、容易のことでない。何故といふに精神病の症候は種々で、一定して居らんのみならず、輕重に依つて、病症名も異なる等、極めて複雜なるからである。それで重症のものは精神病として何人も知ることを得るけれども、輕症のものは病人であるか、常人であるか、殆んど見分けの附かぬことがある。

尙又、精神病には中間者 Grenzzustände. と稱して、精神病者と、常人との中間に位するものもある、これは一方から見れば、健康者であるが、一方から見れば何所かに變つたところがあつて、時とすると犯罪者となることがある。危險性のものは、普通の精神病者よりも却つて中間者に多くあると言はれて居る。

それで精神病と、犯罪との關係を論ずるには、先づ精神病の意義を明らかにし、其の種類を分けて、然るのちにしなくてはならぬ。

何にしろ精神病は、精神の病で身體の病氣の樣に形の上に來るのでないから、其の本體を捉へて斷定する譯に行かぬ。併し一言竭くせば、精神に異常を生じて、精神作用の統一を、缺いたものといふことが出來る。

精神に異常を生ずる原因には、先天性と後天性とあるが、後天性のものにあつては、腦に病的變質を生じ、その結果發するもので、精神病は腦病の一種といふことも出來る。實際に於いて精神病中の癲癇性癡狂、老耄性癡狂又は、動脈硬化性精神病等の類にあつては、腦に著しい變化を生じ、肉眼でもつて明かに之れを觀察することが出來る、其の他凡べての精神病に於いても亦顯微鏡的檢査の下に、其の變質を證明し得ること、近年の知るところとなつた。

二　精神病の分類

箇樣に精神病は、複雜な病氣である上に、種類が甚だ多く、其の分類の仕方も學者に依つて一樣でないが、系統的に之れを區分すると、次ぎの三種とすることが出來る。

一　先天性精神病
二　後天性精神病
三　中間性精神病

先天性精神病は、先天に精神に異常のあるもので、之れに。

一　白癡
二　癡愚

三　普通

の三種あることは、既に前に記した如くであるから、茲には略するが、智識が薄弱で、道德の觀念がない爲めに、竊盜、强盜、放火等を敢てし、僥倖にして大罪がないとしても、浮浪、乞食となつて、良からぬことを爲すものが多くある。

後天性精神病は、一定の病形を具へた精神病で之れに亦、

一　單純精神病
二　擬的精神病

との二類がある。

單純精神病は狹義の精神病で普通に謂ふところの精神病である。其の主なるものを擧ぐると、次ぎの如くである。

一　躁狂
二　鬱憂狂
三　回歸性狂
四　偏執狂　妄想狂ともいふ）
五　衰弱狂（妄覺狂ともいふ）
六　舒訴狂
七　顚癇狂
八　ヒステリー狂
九　中毒狂

癡的精神病は、精神病性の精神病で、又後天癡狂の名がある。之れに屬する主なるものは、次ぎの如くである。

一　早發性癡狂
二　痲痺性癡狂
三　老衰性癡狂
三　急性傳染病性癡狂
五　外傷性精神病
六　動脈硬化症

中間性精神病は、前に一言した如く、精神病者と健全者との、中間に位するもので、之れに智力の足らざるもの、感情及び意思に異常ある者等、種々あるが、要するに身體的又は精神的に、變質徵候があつて、濃厚なる遺傳素因を有するものである。

身體的變質徵候は、頭部の畸形、顏面の畸形、

四肢の畸形、生殖器の畸形、內臟其の他の畸形等多くあるが、ロムブロゾー氏の謂はゆる犯罪定型と、一致するものである、犯罪者に變質徵候の多いのは、全く犯罪者に中間者が多いからである。

精神の上の變質徵候としては、

一　甚だしく空想に耽るもの、
二　幻覺を生ずるもの、
三　感情の變じ易きもの、
四　好んで虛言を吐くもの、
五　非常に厭世的なるもの、
六　非常に多淚質なるもの、
七　非常に輕率なるもの、
八　非常に樂天的なるもの、
九　智能の不平均に發達せるもの　天才の如き）
十　强迫觀念あるもの、
十一　不良の習癖的衝動行爲あるもの、
十二　色情の異常なるもの
十三　大酒を好むもの

等種々あるクレペリン氏は之れを變質者の持徵輕重及び經過の狀態等に從つて、次ぎの十種に分けた。

一　神經質症
二　體質性沈鬱症。
三　體質性興奮症。
四　强迫觀念性。
五　衝動性動作症。
六　色情異常症。
七　先天性犯罪者。
八　意思薄弱者。
九　病的虛言者。
十　偏性好訴病者。

右は何れも犯罪に對して、深い關係を有するものであるが、取り分け强迫觀念症、衝動性動作症色情異常者、先天性犯罪者、及び意思薄弱者は、甚大なる危險性を有するものである。參考の爲め簡單に之れを說明するであらう。

强迫觀念症といふのは先天に强迫せらるゝ觀念を有するものゝ謂ひである。例へば清潔好きな者は、便所へ行くと、何度手を洗つても、氣が濟ま

ぬ樣に感ずる類のもので、それが爲めに或る潔癖家が、夜具が汚ないといつて、身に特製の嚢を纏つて、漸く寢るやうになつたといふ例もある。昔から潔癖家に、獨身者の多くあつたのは、夫婦の交はりを不潔なものと思つたからであらう。

肺結核を恐るゝ者は、其の文字を見ても、傳染せぬかと恐るゝほどである。其の他或る動物を恐るゝもの、雷を恐るゝもの、地震を恐るゝもの、風を恐るゝもの、船を恐るゝもの高所を恐るゝもの等數多あるが、智力の健全なる場合には、其の理由なきことを、明らかに自覺しても、尙其の不快感情を去ることが出來ないで、強ひて之れを除かうとすると、却つて心悸亢進を來たし、甚だしきは卒倒するに至ることがある。

强迫觀念症が、唯だ觀念のみに止まつて居る中は、まだよいが、感動を伴つて、强迫擧動となると、人を殺したり、或ひは傷つけたりするのである。外國にあつた一例を示すであらう。

或る紳士が、一夜遲く歸つて來て、寢室へ入ると仰向けになつて、睡つて居る妻の眞白な頸が見えた。ところがふと其の白い頸から、赤い血が出るといふ觀念と、其の白い頸を切れば、鮮血が迸り出づるといふ觀念とが、强迫的に浮んで來て、紳士は思はず戰慄したが、何うしても此の觀念を消すことが出來なかつた。それと同時に此の觀念が、机の抽斗の中にあるところの、剃刀を聯想して自分の手が自ら動く樣に感じた。紳士は非常に恐れて、抽斗を其の儘にして置くのは、危險の樣に思はれて、遂に鍵を卸し初めて眠りに就いたといふことである。

氷の如き白刃を見つめて居ると、思はず竦然として、首筋が寒くなる樣な感じのするのは、强迫觀念に引き込まるゝ爲めである。此の白刃で人の首が斬れる、此の槍で肋が貫かれると思ふと、昔の戰場で太刀打ちの勝負や、斬罪や、磔などのことが聯想されて、變な心持ちになる。併し戰場で

は夢中になつて居るから、斬られても知らずに居るであらうが、斬罪や、磔で、刀槍の身に加はるのを待つて居る間は、何ういふ心持ちであらうなどゝ空想すると、其の白刃や槍が、自分の首や脇腹に、觸はる樣に思はれたり、或ひは試みに人を斬つて見たくなつたりすることがある。

症狀の輕い者は、唯だ觀念のみに止まるが、重症のものになると、それが擧動に出でゝ、理由もなく人を斬るやうになる。高い山や、崖の上に立つて底の知れぬ下を見ると、怖くて吸ひ込まれる樣な感のするのも是れで、夢中に飛び込んだり、或ひは人を突き落したりすることがある。自殺に强迫觀念で引きつけらるゝもの多いのは、之れが爲めである。

衝動性動作症とは、何も動機がなくして、突然自己の意識に關係のない擧動を、爲すものゝ謂ひである。普通の精神にあつては、先づ目的を定めて決意した後、其の行爲に出づるのを順序とするけれども、衝動的行爲あつては、目的觀念の現はれない前に、手が出るといふが如くに、全く無意識に出づるのである。それが爲めに放火竊盜殺人傷害若しくは猥褻等の行爲をなすことが往々ある。

次ぎに色情異常者とは、色慾の異常に發達したるもので謂はゆる變態性慾を有するものである、之れにも種々の別あるが、其の犯罪との關係を有するものは、次ぎの三者である。

一　殘忍なる行爲をなして、其の色慾を滿たすもの。異性の虐待、强姦、虐殺等、戰慄すべき犯罪は、此の種の者に行はる。

二　異性の身體の一部、若しくは其の身體に附いた物に依つて快感を求むるもの。女の髮切り、臀肉斬りなどが此の例である。

三　屍體に依つて色慾を滿たすもの、目的の人を殺して、其の屍體を辱かしめたりするもの等の例がある

四　動物に依つて色慾を滿たすもの。

五　他人の前で、陰部を露出するもの。

それから先天性犯罪者であるが、これは既に前

に逃べた如く、生まれながらにして、犯罪癖を有するのである。此の種のものは、幼時からして剛情で、長上を蔑視し、同情の念に乏しく、思慮を缺いて居る。今日謂ふところの不良少年はこれで。其の性質は大要次ぎの如くである。

一　弱い者苛めを好むこと（婦人や、動物を虐待して、喜ぶのは彼れ等の特徴である）。
二　虚言を妄すること。
三　驕慢、放免で、道德、廉恥の心なきこと。
四　怠惰で、正業を賤しむこと。
五　破壞性を有すること。

未成年者にあつては、浮浪、乞食、掏摸、掻つ拂ひ、放火等を働き、成年者にあつては、純然たる犯罪者となるのである。

意思薄弱者とは、生來的に意思の弱いものである。俗に謂ふところの、心の弱い者とは異つて、智力も低く、正しく考へ、よく判斷する力も無い。それで誘惑にかゝり易く、沈溺し易くある。隨つて一定の職業に從事すること難く、感情も亦變化し易くして、少しのことにも大に喜び、さうかと思ふと、詰らぬことにも直ぐ立腹して、人を毆打し、或は殺害するに至ることがある。

一體怠惰、我が儘、放逸は彼れ等の特質で、金錢が無くても、無用の贅物を買つたり、物見遊山をしたりして、虚榮を張ることを好むが、生活に窮し、或ひは欲しいものがあつても、之れを買ふ資力のない場合には、本能に驅られて、竊盜を働き、斯くの如くして、習慣性の犯罪者となることが多くある。（未完）

○現代を誘惑する成金思想

思想なる名義を許し得べくば、現代の日本國民を支配しつゝある思想は成金の一語につきる。即ち現代的といひ、個人的といへ、浮華贅澤に流るる世情といひ、皆これ成金思想の表現である。目前のことさへよければそれでよい、自分自身の懐

を肥やしさへすれば他人に關することは知らない。實質はどうであらうが、外面の華美贅澤をなすがよいといふ風な考は凡て成金といふ言葉が最もよく示す所である。これは七八年來既に非難する人もあつた樣である。最近の歐洲大戰は我國の經濟界に有利な影響を與へ、金がどし〳〵殖えるといふので、一層此の勢ひを煽ることゝなつた世間の景氣がよいといふのも、實は根柢のあることでなくて、たゞ成金思想が動くので景氣がよいのである。國家の前途を考へ、我々の周圍を振り返つたならば、有頂天になつて浮かれてよい筈は決してない。然るに我が國民は得意の頂上に登つて居る。今や危險なる絶頂に登り過ぎて、何時墜落するかも知らぬ狀態になる。右往左往に行き違ふ自動車の中には、綺羅を飾つた女がある。燈紅き家々には底ぬけ騒ぎをやるうかれ男がある。一個の茶碗に數萬金を投ずる者あれば、一夜の宴に數千金を惜まざる者もある。

自分は必ずしも好景氣を呪ひはしない。國威揚り國富充つれば、生活の程度も向上し、國民の元氣も橫溢するから、華美なる有樣を現出するのも自然であらう。けれども今の日本に果してさう有頂天になるべき理由があるであらうか。歐洲開戰以來三年餘、その間に物價の騰貴に加ふるに、海外輸出は未曾有の好況を呈し、正貨がどし〳〵流れ込んで、年々數億の國富を增加しつゝあるは事實に違ひない。然し、その金高を積つて、三年間を合算するとも、五拾億圓は出ない。其五拾億圓も我が四國と等しき面積になつた戰前の白耳義の輸出額にも當らない位である。假に我が國に一年十億づゝの金が殖へたとしても、これを以て外債の償却に充て、內債の整理を行つたならば殘るところはどれだけであらう。斯る僅少な好景氣に浮れて、成金式を發揮するとは、餘りと云へば無謀極まる話である。況んや我邦は有名な貧乏國であつて金がなかつた爲にどれ丈文明に後れたか知れ

ない。現に鐵道を廣軌にすることも出來ねば衛生設備を完成することも出來ずに居る。陸軍の二個師團增設を決するまでに殆んど十年を要し、海軍亦當初の八六艦隊を八四艦隊に節減し、然も十年の後に非ずんば完成しないといふ國柄である。民間の事業に至つては振はざること更に甚だしく、誇るべき一の工場なく一の機關もない。米國の經濟狀態と今度の戰爭の利得とを我が國のそれに對照すれば、大人の前に嬰兒を持ち出した位の差があるだらう。それにも拘らず、我を忘れて贅澤三昧になるとは、紙屑買が拾圓札の一枚を拾つて、大浮れに浮れて居るのと何の異る所があらう（生活○澤柳博士）

彙報

○名刺交換會

一月一日正午十二時より恒例に依り本會內に於て名刺交換會を開催す定刻を以て來會する者都下四監獄職員及監獄局並に協會員等六拾餘名なりき席定まるや谷田局長の發聲にて恭しく　兩陛下の萬歲を三唱し更に新年の所感に付同局長の有益なる談話あり終て祝宴に移り各自に改年の壽詞を交換し和氣藹々たる間に十二分の歡を盡し午後二時過ぎ散會せり。

○獄衣の染法

時局の關係に伴ひ物價の騰貴甚しく殊に染料の如き其最も著しきものにして獄衣の染料たる赭皮「エッキス」の如き驚くべき高價を示し今後尙ほ其騰貴如何なる邊に及ぶや計り難し因て尙監獄に於ては之れが代用染料にして價格低廉なるものなきやに就て種々苦心を積み研究

する所ありしが不圖したる動機より支那產蘇木を碎き之れが煎汁に適度の硫酸銅を加ふる時は黑色となり又之に換ふるに名礬を以てすれば赤色染料となるの變化作用あることを確め得たるより此の兩劑の配合宜しきを得は必ずや赭色染料たるべきを信じ之を專門の技術者に計り數十日間に涉り種々なる方法と配合とに依り研究試驗の結果漸く所期の色を染出することを得たり此新案赭色は容易に褪色せず又地質を損するが如き虞あるに非す且又蘇木は一貫匁約十五圓內外にして調和劑の價を合するも赭皮「エッキス」に比すれば極めて廉價なり然るに只茲に注意を要するは木質に於て多少相違あれば其異れるに從ひ幾分宛配合分量を加減することと最も肝要なりとす之れが方法と分量とを左に記して各監獄の參考に供することゝす。

配合分量並に方法

一、蘇木　三百五十匁
一、山桃の皮　四十二匁
一、山梔　四十九匁
一、木附子　七匁
一、名礬　三十七匁

方法　水量凡一斗五升を釜に入れて之を煮沸し之に山桃の皮、山梔を入れ尙ほ三十分間煮沸の後蘇木、木附子を入れ其れより又四十分間の後名礬を入れ尙ほ十分間の後纏て煎粕を取り去り綿糸を入れて五十分間沸騰せしめたる後絞上るものとす

尙ほ殘液は幾回にても全部染め終る迄に新液に混用するを得策とす。

茲に注意すべきは此の方法に依る染物は日光に曝露して始めて眞の色合を發現するものなれば絞上げて竿に懸け能く解捌くこと最も肝要なり從て夏期の如き乾燥と同時に容易に所要の色合を發するも冬期の如きは乾燥するも尙ほ發色不充分なるが日數經過するに從ひ漸次所要の發色を見るに至る。

錆ある釜を用ゐる時は黒味を帶ぶるに至る虞あり（福岡監獄釣月生）

○被告人の縊死　熊本監獄京町出張所在監窃盜事件被告人手島末五郎は客月七日午後零時半頃居房々扉觀察孔の鐵格子に自己の手拭を通し之を頸部に卷き結束縊死し居たるを發見し直ちに應急手當を施せしも蘇生するに至らず原因は前科强盜傷人にて明年監獄を出で這回第一審に於て十四年の刑を言渡され當底社會に再歸の望なきを悲觀したるならんと。

○被告人縊死の件　神戸監獄明石出張所在監窃盜事件被告人山川菊雄は客月五日午前八時頃獨居第二房に於て坐ながら三尺帶を咽喉部に卷き右手にて强く首を締め終に自殺を遂げたり原因は前非後悔の結果なりと。

○受刑者の傷害　福島監獄在監受刑者窃盜懲役六年小川忠二郎は客月十三日午前七時半頃織工場に出役中戒護者の隙を窺ひ窃に作業用の刃渡一寸位の小刀を懐中し同工場に出役中の四刑者内田武藏の居席に至り忽然小刀を以て同人に斬り付け疾病休業三十日を要する程度の創傷を負はしめたり原因は鶏姦關係にして加害者の嫉妬心に出たるものなりと。

○在監人の縊死　讃岐監獄彦根分監拘留窃盜事件被告人矢野彦一は大正六年十二月十七日午前五時半頃貸與の手拭を監房扉右側の親柱と其次に位する欄柱との間に貫通せる最上部の鐵棒に結び付け縊死を遂けたり原因として聽む〳〵きもの或は他に重き餘罪ありて之が發覺を慮れ此擧に出でたるならんかと。

○受刑者の縊死　甲府監獄在監受刑者窃盜入犯懲役六年山本手代正は客月十七日午前六時半頃居房鐵格子に自己の三尺帶を掛け之に廻尼剌麻（夜業製品）を綯ひ其一端を輪に作り他の一端を輪に通したるものを結び合せて縊首せるに依り直ちに應急手當を施したるも蘇生するに至らず動機は過去の罪惡を省み其心の呵責に堪へざりし結果なるへしと。

○受刑者の逃走　福島監獄若松分監在監受刑者窃盜懲役三年鶴川今朝重は客月十七日井戸掘に就業中本囚は井戸内側石積に使役の爲め獨鑿と爲し置きたるに同日午前十一時半頃晝食喫飯後就業の際戒護者の隙を窺ひ看守の甲種外套を窃取し建築場假圍の表門より脫出し道路の岡ひなる夷門を距る約十五六間の畑中に積み置ある柴陰に遺れ着用せる褞を脫き捨て外套に着換へたる儘にて逃走せるも翌十八日午前九時四十分頃分監を距る凡そ二十丁の鄉社内にて逮捕するに至れりと。

○受刑者の逃走並に逮捕　神戸監獄洲本分監在監受刑者窃盜懲役三年木村潔は客月十日午前八時二十分頃第二工場附屬便所より逃走したるも直ちに發見し追跡の上同日午後一時山吾林中にて監獄吏員の手にて逮捕せりと。

○被告人の逃走　高知監獄梅葉窃盜事件被告人黒岩信吉は客月七日午前零時より同日晩に至る迄の間に於て居房の一部を破壞し逃走せるも同月十二日同縣香美郡赤岡町に於て警察官吏の爲めに逮捕せらる原因は長期刑を苦慮せる結果ならんと。

叙任

年俸五百圓加賜
司法省監獄局長　谷田三郎

二級俸下賜
司法省參事官　山岡萬之助

四級俸下賜
同　宮城長五郎

叙正八位
教誨師（水戸）花林哲山
監獄醫　三池）前田俊雄

監獄醫チ命ス四級俸下賜三池監獄勤務チ命ス
監獄醫（德島）安井廷太郎

監獄醫チ命ス五級俸下賜德島監獄勤務チ命ス
教誨師（德島）梅林一衛

監獄醫チ命ス七級俸下賜德島監獄勤務チ命ス
典獄（新潟）松山爲治
同（安濃津）寺崎勝治
同（佐賀）大野敦枝

六級俸下賜
同（甲府）屋山朝太郎
同（千葉）松本一次
同（松江）伊藤孝之
同（岐阜）松原房吉
同（青森）島田鐵太郎
典獄補（巢鴨）島田榮造
同（神戸）關　憲一
同（福岡）篠田又吉
同（京都）鈴木重靜
同（神戸）佐瀬庄三郎
同（樫濱）黒田源太郎
同（巢鴨）河合　哲
同（長野）齋藤德衛
同（東京）岡部　常
同（巢鴨）小橋川昭慶
監獄醫（宮城）櫻田三六
同（浦和）齋藤廉清
同（小菅）淺田喜輔
同（福島）鈴木仁次郎
同（前橋）長井東一
同（奈良）佐野安次郎

八級俸下賜
同

三級俸下賜
同

五級俸下賜
同

六級俸下賜
同

七級俸下賜
同

一級俸下賜
同

二級俸下賜
同

三級俸下賜
同

二級俸下賜
三級俸下賜
同
同
同
同
同
四級俸下賜
五級俸下賜
同
同
同
同
六級俸下賜
七級俸下賜
六級俸下賜
同
同
給四級俸
給七級俸
同
給十級俸
叙從七位

教諭師（横濱）土倉是空
同（神戸）藤居神通
同（奈良）織田信行
同（小菅）藤井惠照
同（靜岡）小池博道
同（熊本）高橋久丸
同（京都）富井隆信
同（新潟）齋藤隆法
同（岡山）高階海量
同（前橋）生三俊隆
同（沖縄）谷口高顯
同（安濃津）高林暢雄
同（山口）熊谷最勝
同（宇都宮）佐々木英之
同（水戸）花林哲山
同（千葉）三浦精翁
司法屬　齋藤敬二
同　高野誠三
同　脇谷與三
同　林定弘
看守長（水戸）磯井義弘
看守（和歌山）小林利吉

任看守長給十級俸和歌山監獄勤務ヲ命ス

給六級俸
給七級俸
同
同
同
同
同
同
同
月俸三十七圓給與
同
同
同
同
同
同
月俸三十八圓給與
同
同
同
同
同
同
同

同　看守長（前橋）永井權太郎
同　（十勝）三浦龜助
同　（浦和）白倉通雄
月俸二十七圓給與　同　（勝所）森口藤松
同　月俸二十六圓給與　同　（松江）井上清次郎
同　（和歌山）山東登
同　給十級俸　同　（松江）後藤要
同　（山口）德光源治
同　（高知）喜多義一
同　（三池）古賀龍彦
同　（山形）宮城要次郎
同　（盛岡）赤林市郎
同　（甲府）伊藤祐之
同　（奈良）森田信平
同　（沖繩）仲地清雄
同　（安濃）井關鈴生
同　（大分）古田學
同　（樺戶）鈴木文之助
看守　（松山）關谷源太郎
任看守長月俸二十三圓給與松山監獄勤務ヲ命ス
看守　（甲府）谷口丈太郎
任看守長月俸二十三圓給與甲府監獄勤務ヲ命ス
看守　（岐阜）大山喜藏
任看守長給十級俸岐阜監獄勤務ヲ命ス
看守長（靜岡）白土嘉朗
給六級俸依願免本官
同　（和歌山）杉原磯楠
同　同
同　（甲府）金子利義
給七級俸同
同　（岐阜）日高新
給四級俸同

會報

茶話會

十二月十五日（第三土曜日）午後二時より本會講堂に於て茶話會を開催す講師は帝大文科教授文學博士松本亦太郎氏、演題は「優生學に就て」にして氏は近時舶齋說の一として斯學の漸次社會に喧傳せらるゝは最も喜ぶべき現象なると同時に潛心研覈すべき事項なりと前提し、優生、優境兩方面に渉り學說實例を擧げ交も詳述せらるゝ所あり斯くて同四時半滿堂拍手の中に演了せり、後會員

一同には別室に於て茶菓を饗し同五時三十分散會す當日來會者の氏名左の如し。

長山始　藤井藤藏　扇谷與三　飯島藤作
土倉是空　生田一雄　柴田吉藏　菊地幸太
和田岩雄　橋本清吉　嶺岸秀賢　島田治三郎
楠田覺眞　菊樂爽　關毅　印南金次郎
黑田源太郎　伊藤鐵藏　上野泰吉　上岡嘉平
小橋川昭慶　秋廷正道　白倉通雄　古矢嘉助
和田太郎吉　多田忠司　志賀弘喜　長谷場圭介
大武三四郎　齋藤敬二　津久井作司　羽柴稱之助
望月已之輔　岸昌太郎　藤井嘉照　藤谷恒太郎
岡部常　石川喜代壽　橋典仁　河原又四郎
遠坂仁三郎　簀木爲則　長谷川玉三郎　梶田一郎
野呂歌司　秋山金吉　間庭覺二郎　安達彥治
關口克己　橋本仙助　雜賀壤吉　仁科文人
堰尾岩太郎　河村仁造　山下猷三郎　武田慧宏
橫山繁藏　大島德治　磐井宗成　十河重喜
橫山登次　景山榮志　小俣省一郎　勝岡廣善
赤城一雄　三浦精翁　白井勇松　寺田精一
辻敬助　高橋修二郎　有馬四郎助　鈴木信彌
坪井直彥　山際眞直　北島夏吉　谷田三郎

公文

○司法省監獄局監甲第七一九號ノ一（大正六年十二月二十八日典獄宛監獄局長通牒）

大正二年六月司法省訓令第二號監獄統計小票取扱規程及樣式中左ノ通改正シ大正七年一月一日ヨリ實施相成度依命此段及通牒候也。

一　小票進達期日ヲ翌月二十日ニ改ム。

一　受刑者入監小票出生地欄ノ下部ニ種族欄、職業欄、ノ下部ニ信教欄、身分欄ノ次ニ家族欄ヲ設ケ身分欄ニ戶主、非戶主、有配偶、無配偶ノ不動文字ヲ刷入ス。

記載例

一　種族欄　華士族平民、外國人、不詳ニ區分記入ス。

一　信教欄　神道、佛教、耶蘇教、雜教、無信教不詳ニ區分シ宗派細別ヲ爲スニ及ハス雜教トハ公認教ニ非ラサル稻荷不

動等ノ類及ヒ耶蘇教ニ非ラサル回々教等ヲ云フ。

一　家族欄　犯時扶食ヲ爲ス父母（實養、繼父母ヲ論セス）又ハ子ノ有無但父母ノ一方ノミアルトキハ父又ハ母ト記入ス　右ノ外戸主ニ付テハ家族ノ數ヲ二人以下三人以上五人以上七人以上ニ區分記入ス。

○監甲第七一九號ノ二（大正六年十二月二十八日典獄宛監獄局長通牒）

今般監甲第七一九號ノ一ヲ以テ監獄統計小票取扱規程及樣式中改正相成候處現在小票ノ存在スル間ハ該小票ニ補正ヲ加ヘ使用相成度又小票進達期日ヲ繰延シタルハ畢竟調査ノ精確ヲ期スル趣旨ニ外ナラス候間其意ヲ體シ愼重御處理相成度此段及通牒候也。

磯村松叟編製

出産誕生七五三結婚盛暮年玉中元暑中クリスマス贈品及賞品景品トシテ高尙優美

代日記

▲定價八拾五錢　▲函入美裝
▲郵稅十錢　▲半打以上五分引
▲菊版カード式　▲一打以上一割引
▲表裝更紗布

一代日記附屬 懷中手簿

●定價十八錢　●表裝更紗布
●郵稅二錢　●三方金美裝

發行所 東京書院　東京四谷區愛住町二番　振替東京七九八三　電話番町二一一番

大正七年

謹賀新年

一月元旦

監獄協會

松室致
谷田三郎
山隈眞直
有馬四郎助
野口謹造
坪井直彥
鈴木信彌
北島良吉

會費ヲ振替貯金ヘ拂込マルヽ場合ノ注意

口座番號	東京貳五〇五九番
加入者氏名	監獄協會

大正七年一月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區四日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院